

---

平成29年 第8回 大 刀 洗 町 議 会 定 例 会 会 議 録 (第2日)

平成29年3月12日 (日曜日)

---

議事日程 (第2号)

平成29年3月12日 午前9時00分開議

日程第1 一般質問

---

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

---

出席議員（12名）

1 番	安丸眞一郎	2 番	黒木 徳勝
3 番	森田 勝典	4 番	林 威範
5 番	平田 利治	6 番	松熊武比古
7 番	長野 正明	8 番	平田 康雄
9 番	高橋 直也	10 番	平山 賢治
11 番	花等 順子	12 番	山内 剛

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 棚町 瑞樹

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	安丸 国勝	副町長	……………	岡田 暁人
教育長	……………	倉鍵 君明	総務課長	……………	大浦 克司
税務課長	……………	高良 朝子	健康福祉課長	……………	川原 久明
地域振興課長	……………	重松 俊一	産業課長	……………	森 利一郎
建設課長	……………	野口 学	子ども課長	……………	平田 栄一
会計課長	……………	田中 豊和	生涯学習課長	……………	森田 正道
住民課長	……………	佐田 裕子	財政係長	……………	早川 正一
総務係長	……………	高岡 威	企画係長	……………	福岡 信義

---

開議 午前9時00分

○議長（山内 剛） おはようございます。本日は、町民の皆様には早朝より議会傍聴においていただき、まことにありがとうございます。

現在の出席議員は12人です。ただいまから平成29年第8回大刀洗町議会定例会を再開します。

これから本日の会議を開きます。

議事に入ります。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。議事日程により議事を進めますので、御協力のほどお願いいたします。

---

### 日程第1. 一般質問

○議長（山内 剛） 日程第1、これから一般質問を行います。

通告を受けております、1番、安丸眞一郎議員、発言席からお願いします。安丸議員。

#### 1番 安丸眞一郎議員 質問事項

安全・安心のまちづくりの観点から以下の2点について問う

1. 災害時の体制等について
2. 町内の児童遊園遊具の維持・管理等について

○議員（1番 安丸眞一郎） 改めまして、おはようございます。議席番号1番、安丸眞一郎です。議長の許可を得ましたので、通告のとおり、安全・安心のまちづくりの観点から2点について質問を行います。

御承知のように、昨日3月11日は東日本大震災の発生から6年目を迎えました。亡くなられた方々に対しまして御冥福とお祈りいたしますとともに、今なお仮設住宅などで避難生活を余儀なくされている12万3,000名以上の方々に対しまして心からお見舞いを申し上げたいと思います。

さて、通告しています質問の1点目は、災害時の体制などについてであります。

小項目といたしまして、災害対策本部設置時の消防分団に所属する職員の位置づけ、次に避難所運営マニュアルについて、それから防災専門員配置事業について問うものであります。

災害対策本部設置時の非常備消防、いわゆる消防分団に所属する役場職員の位置づけであります。消防団員が不足する中、町内の各消防分団に役場職員が所属するケースがこれまでも多くありましたし、またこれからも出てくるのではないかとこのように考えているところです。

不足する団員確保のために地域の分団に所属して防災活動に当たるということは非常に重要なことでもありますけども、そんな中で、副団長や分団長という役職を担うケースもあると思います。

今年度も1名の方が分団長という役職を担っておられますが、これまでは幸い問題なく来てい

たかと思います。万が一災害発生時に災害対策本部が設置された場合、どう対応すべきか、その身の振り方といいますか、地域の消防と役場職員、災害本部員としての役割のところを明確にしておく必要があるんじゃないかというふうに思っておるところです。

29年度の消防団の入退団式が4月の2日に行われる予定になっておりますし、またその後、消防団の幹部会議等も開かれると思いますけれども、そういうことも踏まえて、災害対策本部設置時の役場職員の所属する分団での十分な共通認識といいますか、団員相互の理解を十分にしておく必要があるのではないかとということで取り上げております。

小項目の2点目は、避難所運営マニュアルについてであります。

大刀洗町では、災害が発生した場合の各行政区公民館を使う一次避難所と小中学校及び各校区センターなど13カ所の指定避難所、福祉避難所が2カ所指定されております。今回は指定避難所について問うものでありますが、このことについては、昨年12月の県議会一般質問の中で、小川知事の答弁が昨年の12月13日の新聞報道に掲載されておりました。県内60市町村のうち、運営マニュアルを作成している市町村が現在22市町にとどまっているということです。

また、福祉避難所になると、その半分の11の市町という状況になっているということが上げられております。その報道の中で、残念ながらその中に大刀洗町の名前はありませんでした。マニュアルをつくれれば、それで十分ということではありませんけれども、避難所運営マニュアルを作成して、それに基づく訓練を実施することによって不十分さを、訓練の積み重ねによって不十分などところを見直し、そして万が一災害が発生したときに、避難所となった場合の運営がよりスムーズに運営できるようになるのではないかと考えているところであります。

そこで、避難所運営マニュアルの作成についての考え方を町長に問うものであります。

3点目は、防災専門員配置事業についてであります。

防災専門員を嘱託職員で配置する新規事業として、29年度の一般当初予算の中に現在計上されておりますが、具体的にどういう考えなのか、お尋ねをしたいと思っておるところです。

また、防災専門員配置によって、現在、消防、防災については地域振興課、あるいは水防については建設課で、それぞれ取り組まれておりますけれども、それを一本にまとめる考えもあるのかどうなのかも含めて質問をしたいと思っております。

以上で一次質問を終わります。

○議長（山内 剛） 安丸町長。

○町長（安丸 国勝） それでは、お答えをいたします。

まず、1点目の消防団に所属する職員の位置づけについてであります。災害時は消防団よりも職員としての災害対策配備を優先することとしております。

なお、災害時の職員配備体制については、大刀洗町地域防災計画に明記しており、第1配備で

は担当課、第2配備では全課の課長と係長、第3配備では職員全員が出動することになっております。

2点目の避難所運営マニュアルについてであります。現時点では、御指摘のとおり、当町は作成をしておりません。ただし、大刀洗町地域防災計画書には、避難所において職員が行う避難所開設の方法や管理運営の留意点などの業務内容について記載しております。

基本的には、避難所には職員を配置し、災害対策本部と連絡をとりながら運営しますが、想定外の事態により、職員が不在の状況で住民の方が避難所に避難した場合に、何をどうしていいかわからず、避難所が混乱することが予想されます。その際に、避難所運営マニュアルを作成し、各避難所に配備して、職員が不在でも避難者がマニュアルを見て、それぞれ役割分担し、避難所の運営を円滑にできると言われています。今後、各校区にある自主防災会と避難所運営マニュアルの作成に向けた協議を行っていきたいと考えております。

3点目の防災専門員配置事業についてですが、防災関係は地域振興課が担当しております。防災に関する専門的知識を有した職員はおらず、自主防災会や避難訓練などは消防署に指導を依頼している状況です。近隣を調査すると、防災担当課に消防署や自衛隊の退職者を嘱託職員として採用し、防災を初め、危機管理や災害対策に従事しています。

国の方針として、「地域防災マネージャー」制度を平成27年10月に創設し、資格を持った者を防災に関する役職に採用、配置する経費について特別交付税措置があり、地方自治体へ防災専門職員の設置を推進しています。平成29年度の防災専門員の配置については、人材は未定ですが、特別交付税措置がある「地域防災マネージャー」制度の導入を計画しております。

以上です。

○議長（山内 剛） 安丸議員。

○議員（1番 安丸眞一郎） ただいまの町長答弁ではっきりした部分はありますけども、まず1点目の職員の位置づけについては、役場のほう、災対本部を優先するというような、十分認識は合うわけなんですけども、そのことを十分地域の消防分団、ほかの分団員との関係、当然地域の消防分団員も日ごろ昼間であれば、自分の仕事をお持ちですから。ほとんどが同じような条件になるとは思いますけども、共通の理解というか、そういうことを年度当初にある幹部会議等の中で、やはり意識合わせといいますか、そういうことを十分にする必要はあるんじゃないかというふうに思うわけですね。

そうしないと、あら、団長は役場職員だから、当然災対本部優先という理解はありつつも、いざ災害が発生した場合の指揮命令権者である団長が、分団長が不在となると、やはり分団員の活動が滞ってもいけませんし、そういうことになってはいけないから、十分な理解といいますか、団員相互のそこらあたりを幹部会議等の中で十分理解を深めていただきたいというふうに考えて

いるところです。

それから、2点目のマニュアルの関係でありますけども、一応今答弁の中にありましたように、地域防災計画、確かにこの中には書いてあります。今後については各校区センターを中心とする自主防災会議と協議を進めていくということでありましたけども、これは具体的にいつごろその協議を進める考えであるのでしょうか。

○議長（山内 剛） 重松地域振興課長。

○地域振興課長（重松 俊一） 地域振興課、重松でございます。ただいまの安丸議員の御質問にお答えします。

いつの時期に避難所運営マニュアルについて自主防災会と協議を進めるかの御質問ですけども、現在、各校区センターに4月、5月の各校区センターの管理運営委員会の総会に向けての日程を確認しております。

その中で、3月に菊池校区、大刀洗校区、大堰校区が事前の会議がありますし、本郷校区においては4月の中旬に総会があるというのを確認しておりますので、その総会の際に各校区の区長さん及び自主防災会等も参加されますので、その際に避難所運営マニュアルについて協議、説明していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（山内 剛） 安丸議員。

○議員（1番 安丸眞一郎） ただいまの課長の答弁の中にありましたように、総会時にマニュアル作成に向けて取り組みを始めますよという説明をするということですか。それから具体的に、例えば定期的に協議会を、例えば29年度中に作成できるように取り組みを始めますということ言うだけなのか、具体的な取り組みなのか、そこらあたりをお願いします。

○議長（山内 剛） 重松地域振興課長。

○地域振興課長（重松 俊一） まず、町のほうで避難所運営マニュアルのたたき台の案をつくります。その案を各校区センターの総会、もしくは総会前の事前の打合会のときに御説明して、その資料を提示して、各校区センターの自主防災会のほうで内容を協議していただくと。そしてやりとりをしながら、29年度内に作成していきたいと考えております。

○議長（山内 剛） 安丸議員。

○議員（1番 安丸眞一郎） ぜひ29年度中のマニュアル作成に向けて取り組みを進めていただきたいと思うし、またマニュアルをつくっただけでは意味ありませんので、十分機能を果たすような、具体的には自主防災組織の中での訓練の積み重ねとか、取り組みの最初に当たっては、地域の住民は不慣れな部分があるかなと思いますから、そこは担当課のほうで十分指導していただきながら、実のあるものにしていただきたいということを申し上げておきたいというふうに思

います。

それでは、3点目の防災専門員配置事業についての先ほど答弁がありました。具体的には、消防、警察、自衛隊等の退職者を対象として防災専門員を配置すると。29年度については特別交付税措置があるからということですが、この配置事業については、交付税措置があるときはいいんですけども、その後の考え方としては、まず29年度だけとりあえず考えるのか、また継続しての取り組みも町として考えてあるのか、そこをお尋ねします。

○議長（山内 剛） 安丸町長。

○町長（安丸 国勝） もともと実は今年度やめる方で、いい方がおられればということではいろいろ当たりましたけれども、適当な方がいないので、29年度はちょっと難しいような気がします。29年度中に誰かを雇うというのは難しいと思います。今年度やめる方がいないと、来年度雇えないからですね。

そういうことで、誰でもいいというわけにいかないの、例えばうちに来ていただいたら、やはりうちにちゃんとなじめるような人でいろいろ、例えばさっき言われたような防水の関係にしてもやってもらわないかんし、だから人によりますから、誰でもというわけにいきませんので、今頼んでおりますから。

○議長（山内 剛） 安丸議員。

○議員（1番 安丸眞一郎） ただいまの町長答弁を確認しますと、3月末でその求める知識を持った方がいないから、29年度の当初予算では計上しているけれども、人がいない。ということは、29年度は配置がないということですか。

○議長（山内 剛） 安丸町長。

○町長（安丸 国勝） 今のところはそうです。ですが、ひょっとして、また誰かいい人が出てくるかもしれませんので、一応予算としては上げますけれども、確実にということではありません。

○議長（山内 剛） 安丸議員。

○議員（1番 安丸眞一郎） 29年度の当初予算も含めて、具体的な事業説明もありましたから、4月以降、早速そういう専門員が配置されるものということを前提に議論をしていきかけたんですけど、残念ながら人の配置がないということですが、考え方だけ確認をしておきたいと思っています。

そういう専門職の方は、防災専門員として配置して、専門員の身分としては嘱託職員という立場での雇用になるというふうに聞いておりますけども、現在、担当されている地域振興課、その中には消防主任の方もいらっしゃいます。そこらあたりの連携のとり方といいますか、例えば具体的に言うなら、嘱託職員として、常日勤として雇用したとしても、防災に関して、それだけ日常業務としてあるものかどうなのかも、ちょっと疑問が湧くわけですね。



この特別交付税措置があるからいいという安易な考えではなくて、1人配置するんやったら、もう少し配置する方の選考も考える必要があるんじゃないかということも自分としては思っておりますから、そのところをお尋ねします。

○議長（山内 剛） 重松地域振興課長。

○地域振興課長（重松 俊一） 仮に防災担当職員を雇用した場合の業務内容でございますけども、大きく分けて、平常時の作業と業務と災害時の業務に分かれると思います。平常時の業務であれば、もちろん消防防災担当の係長が1人で担当しておりますので、消防担当は、もちろんその担当者のほうが業務を請け負いますが、その他として防災関係一式、例えば防災計画及び防災会議及び防災訓練、防災上の情報通信、例えばJアラートとかEm-Net（エムネット）の管理とかそれぞれ、あと自主防災会を支援して、どういう防災訓練をするのか、そういうサポート、あと国民保護関係等々がございますので、平常時はそういう業務に当たっていただきたいと考えておりますし、また災害時については大雨洪水警報等の避難発令等があった場合の収集とその後の情報管理等、あと防災対策会議等に従事していただきたいと考えております。

○議長（山内 剛） 安丸議員。

○議員（1番 安丸眞一郎） また、具体的な配置の段階で、また議論を深めたいと思いますが、1点だけ確認は、専門員を配置することによって、現在の消防、防災と水防についての一本化する考えについてだけお尋ねしておきます。

○議長（山内 剛） 重松地域振興課長。

○地域振興課長（重松 俊一） まず、防災と水防とございまして、基本的に最も大きいのが防災でございまして、防災が上位計画にありまして、その下位として水防計画がございます。

それで、なぜ建設課が水防のほうを担当しているかと申しますと、河川を管理しているのが建設課でございますので、それに合わせて建設課のほうの水防関係は担当しておりますが、水防の状況がひどくなり、もしくはそういう災害が大きくなった場合には、当然水防計画から防災対策会議のほうに吸収されることとなりますから、そういう形で、今現在、建設課が管理しているので水防計画ということでございます。

実際に河川及び大雨洪水警報が発令された場合には、建設課としては河川の管理状況を確認するために出勤してきますし、地域振興課においては防災関係の情報収集、発信ということで出勤しますから、初期体制としては建設課と地域振興課で担当している状況でございます。

○議長（山内 剛） 安丸議員。

○議員（1番 安丸眞一郎） ということは、現状のままでいくということで理解してよろしいですか。あえて専門員を配置したから、そういったところまで変更するという考えはないということですね。

○議長（山内 剛） 岡田副町長。

○副町長（岡田 暁人） 少し説明が足りないところもあったかと思いますがけれども、もともと地域振興課が水防も含む防災全体を担当しておりまして、具体的には実務体としては建設課なんですけれども、もともと連携のかなめである地域振興課の体制を強化すると、そういった意味合いで考えております。

以上です。

○議長（山内 剛） 安丸議員。

○議員（1番 安丸眞一郎） はい、わかりました。

それでは、2点目の質問に移りたいと思います。

2点目は、町内の児童遊園遊具の維持・管理等についてであります。

これについては、1点目として、昨年9月に実施されました児童遊園にあります児童遊具の点検結果についてどうだったのか。

次に、児童遊園遊具の設置等の補助事業が平成29年度の新規の事業として計上されております。そのことについて具体的に答弁を求めたいというふうに考えているところです。

それから、3点目は、児童遊園に設置されている遊具を使っただけの事故が発生した場合に管理不足とか、そういったことによる事故が発生した場合の責任と、最近では賠償保険加入ということについても、自治体によっては取り組まれているところもあります。この考え方について、教育長の答弁を求めたいと思います。

○議長（山内 剛） 倉鍵教育長。

○教育長（倉鍵 君明） まず、1点目の児童遊具の点検結果についてお答えいたします。

平成28年9月に17カ所の児童遊園の遊具劣化点検を行ったところでございますが、修繕が必要な遊具が14、うち緊急対応が必要な遊具が7という結果になっております。

次に、2点目の児童遊園遊具設置等補助事業についてお答えします。

現在、町の所有地にあります遊具の修繕につきましては、町の予算で対応しておりますけれども、民有地にあります遊具につきましては、現在、管理する行政区による修繕としております。従来いろいろ揺れがあったということも聞いておりますけれども、そういうことも含めまして、平成29年度、来年度からは区からの要請によりまして、更新・新設、修理、撤去の3項目で、それぞれ上限額を設定いたしまして、そのうち40%以内の額を補助するということが教育委員会で決定しております。補助することで早急な修繕等が進み、児童が遊具で安全に遊ぶことができるよう考えております。

最後に、3点目の事故発生時の責任と賠償保険加入についてでありますけれども、「町が加入する総合補償制度」で、町所有の児童遊園での管理の瑕疵——過ちですね——に起因する事故に

つきましては対応できますけれども、民有地の児童遊園での事故には対応できないという保険であります。

町といたしましては、事故が起きないように点検を定期的に継続して実施して参りますけれども、賠償金につきましては、今後区長の皆さん方に説明、周知等を行いながら、各行政区での対応をお願いするよう今のところ考えております。

以上です。

○議長（山内 剛） 安丸議員。

○議員（1番 安丸眞一郎） それでは、順次質問を行っていきたいと思いますけれども、まず1点目の点検結果であります。

これについては、町内18カ所の児童遊園の遊具の中で、緊急対応が必要なのが7カ所と修繕が必要な箇所が7カ所、14カ所あるということで、これは28年度の当初予算の中で21万6,000円の遊具の点検の委託ということが計上されておりましたけれども、この点検は具体的にどういう点検方法でされたのか、また例えば目視点検だけなのか、機械器具を使つての点検なのか、そこのところを確認したいと思います。

○議長（山内 剛） 平田子ども課長。

○子ども課長（平田 栄一） 遊具の保守点検でございますけれども、久留米にあります業者によりまして目視なり、打設、音とか、たたいて音の確認等をしまして、劣化の状況を確認していただいております。その点検結果につきましても、その写真等を添えていただきまして、町のほうへ報告をしていただいている状況でございます。

以上です。

○議長（山内 剛） 安丸議員。

○議員（1番 安丸眞一郎） その点検の際は、担当課のほうの立ち会いというのはなされておりますか。

○議長（山内 剛） 平田子ども課長。

○子ども課長（平田 栄一） 担当のほうは、立ち会っておりません。

○議長（山内 剛） 安丸議員。

○議員（1番 安丸眞一郎） 写真等添付による報告ということですが、できればサンプリング的に1カ所、2カ所ぐらい、全面的に委託するのではなくて、これはほかの課でも言えることだと思うんですけども、やはり抜き打ち的な立ち会いも必要であるというふうに思います。

そうしないと、見方によっては、C判定でもDにしとけば次の仕事が出てくるわけですから、業者にとっては、そういうことも変に勘ぐればですね。そういうことがあつてはならないと思いますけれども、担当者も立ち会う必要があるんじゃないかというのをまず言っておきたいと思いま

す。

ただ、D判定になったところの緊急対応が必要ということですが、これ具体的に、例えば半年以内に改修せにゃいけんものなのか、1年以内でいいのか、そこらあたりはどうなんでしょう、緊急対応ということについて。

○議長（山内 剛） 平田子ども課長。

○子ども課長（平田 栄一） 業者のほうから具体的にいつまでということではありませんけれども、あくまでも緊急性を求められておりますので、28年度に点検を行いまして29年度、新年度におきましては、すぐ修繕ができるように考えておりますので、事務局としましては1年以内には修繕すべきだというふうに考えておる次第です。

以上です。

○議長（山内 剛） 安丸議員。

○議員（1番 安丸眞一郎） くれぐれも事故のないように対応していただきたいと思ひますし、管理されている各行政区の区長さんにも十分な理解をしていただかにゃいかんというふうに思ひ、場合によっては使用禁止の柵も設ける必要があるんじゃないかというふうに考えているところで

す。

それでは、次の児童遊園遊具、点検結果を受けての補助事業について、再度質問を行います。

先ほど教育長の答弁の中では、補助率40%、崩壊、撤去については40%補助するように考えておりますということです。これの根拠というものをお尋ねしたいと思います。

○議長（山内 剛） 平田子ども課長。

○子ども課長（平田 栄一） まず、遊具のこういう修繕等につきましては、以前は当初の設置のときにつきましては、県の補助事業等を使いまして、県からの50%補助があったというふうに考えております。それで、設置をされてあると思っております。

それで、その後の修繕等につきましては当時の内規的なものがあつたかというふうに思っておりますけれども、そのときが多分50%、50%というふうになされてあつたというふうに考えておる次第でございますけれども、平成25年に庁議を行いまして、この点検、地元が管理する遊具等につきましては本来地元で管理するべきであろうというふうに考えまして、町としましては、修繕等については地元のほうでお願いしたいというふうに考えて、そういう方向に決めました。

その後、地元から遊具の修繕をお願いしたいというふうに電話等がございましてけれども、その点につきましては地元のほうの管理になっておりますということで、地元のほうでお願いしておりますけれども、なかなか点検が進まないというふうな状況になりましたので、平成28年12月の定例の教育委員会におきまして、今回の遊具の修繕の補助に関するものを要綱として上程しましたところ、教育委員会の中では全会一致におきまして承認をしていただいた次第でござ

います。

この40%の根拠につきましては、生涯学習課のほうが公民館の建設関係におきまして40%の補助を行っております。ですので、公民館等につきましても、あくまでも地域の行政区なり、分館ですか、そちらのほうが管理してありますので、地元が出資する割合のほうが当然多いほうが必然というか、そちらのほうが適切ではなかろうかというふうに考えまして、そちらに準じまして、町の補助率を40%という形で率を設定した次第でございます。

以上です。

○議長（山内 剛） 安丸議員。

○議員（1番 安丸眞一郎） 40%を持ってこられた根拠はわかりましたが、今、課長の答弁の中に、28年の12月の教育委員会の定例会の中で審議していただいたということではありますが、答弁の中にもありましたように、これまで内規的な部分での運用、明文化されていなかった部分もあるのかもわかりませんが、事実、私も平成15年ぐらいの決算書を見たところ、菅野ほか18行政区の遊具撤去費工事負担金254万何千円という支出があるわけですね。

そういった事実、実績があるということは、何らかの根拠に基づいて予算執行されてきているというふうに思いますけども、先ほど答弁の中にありましたように、以前は50、50という形での修理費の支出とか、そのときの新設についての負担がどうだったのかというのはまだ調べておりませんが、事実撤去に関する費用として町が全面負担しておるわけですね。これはどういう経緯からなんでしょうかね。

○議長（山内 剛） 平田子ども課長。

○子ども課長（平田 栄一） 確かに直近でいきますと、平成23年ないし26年度におきましても、平成23年度は十三、四カ所の町内の地元が管理する遊具につきましても、平成22年度の点検におきまして、いろいろ地元からも、地元では管理が難しいから撤去をお願いしたいという旨がありましたので、そのときは確か町で100%、町で撤去ないし修繕等を行っております。平成26年度におきましても、そのときの23年度のときに床島の分が漏れておりましたので、その分につきまして、また町のほうで100%という形で修繕を行った次第でございます。

その根拠となるものが明文化されておきませんので、根拠としましてはございませんけれども、町が撤去、修繕する、当時はするべきだというふうに考えられまして、予算計上ないし執行がされたというふうに考えている次第でございます。

以上です。

○議長（山内 剛） 安丸議員。

○議員（1番 安丸眞一郎） この児童遊園の遊具が現在の子ども課に所管されるようになってまだ5、6年、5年ですか、子ども課発生から。3年でしたか、失礼しました。以前は健康福祉課

ですよね。

そういった意味から、以前の健康福祉課長は、今の総務課長ですか、この辺はどんなでしょうか、児童遊園の遊具の修理に関して支出されたことはございますか。

○議長（山内 剛） 大浦総務課長。

○総務課長（大浦 克司） 急な御指名でございますので、ここに詳細な記録は持ち合わせていませんけども、私も一時そちら、福祉課のほうでの遊具を担当する課のほうに在籍しておりましたので、私の記憶の中で簡単にそのあたりの経過を説明させていただきたいと思います。

先ほど安丸議員がおっしゃいました平成15年に250万近くの撤去費が計上されていたと、執行されたということでございます。当時は遊具を設置するというふうなことが町でも、あるいは区からの要望でも積極的に行われていました。その撤去する前はですね。

ところが、そのあたりから遊具での事故が発生して参りました。小学校とかを含めまして、何ですか、遊具に指を挟んで負傷をしたりとか骨折をすとか、そういった遊具が発生したものですから、中には危険な遊具というふうに指定される遊具もあつたわけでございます。

ちょっと話を戻しますと、遊具を設置するに当たりましては、それまでは県からの補助金、交付金等が結構あつたわけですが、そういった事案を含めまして、補助金もだんだんなくなつていったというふうに記憶しております。

そんな中で、このまま危険な遊具としてあるものは早く撤去しなくちゃいけないということ、それと区におきましても、老朽化しているものにつきましては、とにかく事故が起きる前に撤去しようということで、先ほどおっしゃった250万ぐらいの予算が計上されたんだろうと思います。

その後の遊具の設置につきましては、なかなかそういったこともありまして、積極的な遊具設置はして参りませんでした。今現在に至っているわけですが、最近、また区のほうからそういった遊具の修繕とか、そういったものも出てきている関係上、今回所管課によります検討をされたんだろうと思います。

当時につきましては、恐らく、先ほど課長が申したとおり、内規等は存在していたんだろうというふうには思いますが、その間もそういった設置が積極的に行われなかった部分もあつて、今回改めて協議して、今回規定されたものだというふうに理解しております。

以上です。

○議長（山内 剛） 安丸議員。

○議員（1番 安丸眞一郎） 内規は存在していただろうということは、それぞれ課長も理解されていると思いますけど、これが代々の課長に申し継がれていなかった、引き継がれていなかったというのも、やはり行政として問題があるんじゃないかなというふうに、内規といえどもですね。

やはりそれに基づいて予算が執行されてきたという経緯が事実あるわけですから、そういうことは総務課長のほうで十分、今後内規といえども、引き継ぎ漏れがないようにしていただきたいのをまず申し上げておきたいと思います。

さて、先ほどの補助の関係ですけれども、課長答弁の中にもありましたけれども、これまでは50、50という実績、それはあるんですよね。あるということですから、私としては、各行政区長さんも、これまで代々の区長さんからの引き継ぎも当然あろうと思います。そういう中で、当然遊具の補修とか、そういう工事代金については、地元半分、町半分という理解があると思うんですよね。

ですから、そういう実績に基づいて、今後の29年度に遊具の修理の補助事業についても計画されておりますけれども、その補助率について公民館の補助率を流用するんじゃなくて、これまでの実績に基づいた50、50の考え方は、再考する考えはありませんか。

○議長（山内 剛） 平田子ども課長。

○子ども課長（平田 栄一） 50、50がいつの時代か時点からなのか、ちょっとはつきりわかりませんが、それを継続して守っていくという表現はおかしいですけれども、継続して行っていくべきかどうかはちょっとわかりませんが、そういうものについては、時代とか財源とかもありますから、当然変わってもいたし方ないものというふうに考えております。

先ほど申しましたとおり、民有地といいますか、神社の中にある地元管理の部分もございまして、当然ながら地元が管理する部分が多いほうが当然ではなからうかというふうに考えております。先ほど申しましたとおり、公民館建設という部分も似たような事業、地元の管理する部分もございまして、こちらとしましては60%地元、町からの補助が40%が適切であろうというふうに考えまして、今回の40%を設定しました。ですので、この補助事業の今回の要望等につきましても40%の補助率で進めさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（山内 剛） 安丸議員。

○議員（1番 安丸眞一郎） 民有地である地元行政区にあるから、地元が6割、町が4割という答弁でありますけれども、設置された経緯は、先ほど総務課長が言われましたように、いろんな補助事業の中でこういうのがありますからつけませんかというふうなことも中にはあったんじゃないかというふうに思うわけです。

この児童遊園については、総合計画の中でも明記されておりますけれども、現状と課題の中で、「児童遊園は町内に18カ所あり、その他の公園や広場が25カ所となっています。これらの用地の草取りなどは地元で行い、フェンスや遊具などは町が管理しています。」というふうに現状分析がなされております。これは、現在進行中の総合計画です。

これからすると、負担割合は全て町がしなさいということを行っているわけじゃありませんので、半分半分でいいんじゃないか、そういうふうを考えておるわけです。この総合計画というのは記載誤りということですか。

○議長（山内 剛） 平田子ども課長。

○子ども課長（平田 栄一） 総合計画、平成22年3月に策定されておりまして、その後、先ほど申しましたように、平成25年に庁議を行いまして、内容の見直しを行っている次第で、補助については見直しを地元で行っていただきたいというふうに見直しをしておる次第でございます。ただし、「町が管理」という部分を書いておりますけれども、先ほど言っておりました点検関係も行っておりますので、そういう部分を含めまして、町が管理をしているというふうにご覧いただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（山内 剛） 安丸議員。

○議員（1番 安丸眞一郎） 点検を含めた管理がこの表現だと、維持については含んでいないという理解ですかね。ちょっとそれは非常に残念なんですけれども、この問題については、まだ本議会の最終日、21日がまた当初予算の採決も行われます。また、再度その中でも何人かの議員からも質問が出るかと思っておりますけれども、なかなか私としては、これまで遊具の補修等については、地元と町との負担割合は50、50で執行された経緯もあるから、それを今後も継続して補助事業に当たっていただきたいということを強く申し上げておきたいというふうに思っております。

最後に、3点目の事故発生時の責任と賠償保険加入について質問を行いたいと思います。

この問題には、先ほど教育長の答弁の中には、今理解したのは、地元で管理しているから、地元で入っていただくようにしていただきたい。保険加入をしていただきたいということで、4月に新年度の区長さんになりますから、その際に周知をするということだけに終わるのか。例えば、町としてこういう保険がありますから、遊具がある行政区の区長さんは加入しませんかということも含めて進めていかれるのか、そここのところをお尋ねします。

○議長（山内 剛） 平田子ども課長。

○子ども課長（平田 栄一） 年度末に多分区長さんたちは半分ほどかわられるかと思っております。ですので、新年度の新しい区長さんに対しまして、当然維持管理費につきましては地元でお願いしたいということを含めまして、町が加入する総合賠償保険では対応できませんので地元のほうで加入していただきたい。そして、具体的にどういう保険があかるかちょっとこちらのほうで調べたいというように思っておりますけれども、そういう旨の保険があることを伝えまして加入していただきたいというふうに周知していきたいというふうに思っております。

それとあと、ちょっと話はずれるかもわかりませんが、小都市なり久留米市のほうでは、



神社の境内等とか公民館にあります遊具につきましては、社会福祉協議会、そちらのほうが全て保険に掛かって保険に対応してあるという事実がわかりましたので、そういうことができるかどうか、それについてもちょっと内部で協議を進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（山内 剛） 安丸議員。

○議員（1番 安丸眞一郎） ぜひ、設置されてる場所が各行政区地元だから地元全てということではなくて、聞けば設置された経緯も補助事業等の中での設置された経緯もありますから、ぜひ今答弁の中にありましたように、ほかの自治体の実施状況も研究していただきながら、やはり町としてそういった手だてができるのであればそういう方向で進めていっていただきたいというふうに申し上げておきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（山内 剛） これで安丸眞一郎議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（山内 剛） 次に、5番、平田利治議員、発言席からお願いします。平田利治議員。

5番 平田 利治議員 質問事項

1. 農業振興地域の見直しについて
2. P F I 事業について

○議員（5番 平田 利治） 議席番号5番、平田利治です。ただいま議長の許可を得ましたので、通告に従いまして質問していきたいと思っております。

大項目でお願いしたいと思います。

1番目は、農業振興地域の見直しについてであります。

農業振興地域整備計画に農用地区域を設定される場合に、転用許可基準の第三種農地はどのように考慮されているのか。大刀洗町農業振興地域整備計画土地利用計画図は、最新のものでいつごろ作成されたものか。第三種農地とはどういうものか。それから、西鉄本郷駅及び大堰駅周辺の第三種農地は農振地域から除外してはどうか。

以上4点についてお願いします。

○議長（山内 剛） 安丸町長。

○町長（安丸 国勝） それでは、お答えします。

まず、1点目の「農業振興地域整備計画に転用許可基準の第三種農地をどのように考慮しているか」ということですが、農業振興地域整備計画は、農業の振興、優良農地の保全のための計画でありまして、計画で定められた農用地区域内の農地については、農業以外の農地への転用を禁止されております。一方、御質問の第三種農地の判断基準というのは、農用地区域内で転用申請

のあった農地について転用が可能か、立地条件に照らし判断するための基準であります。したがって、両者に関係はありません。

次に、2点目の「大刀洗町農業振興地域整備計画土地利用計画図は、最新の物でいつ作成されたものか」ということではありますが、これは年1回更新しております。最新のものは今年の5月に更新しております。

次に、3点目の「第三種の農地、第三種の農地とはどういうものか」ということですが、これは農用地区域外の農地で、次の要件のいずれかを満たすものです。1点目は、「おおむね500メートル以内に2つ以上の教育施設、医療施設、公共施設が存在すること」、2点目は、「おおむね300メートル以内に鉄道の駅、インターチェンジ、県庁・市役所役場のいずれかが存在すること及び用途区域内であること」となっております。

次に、4点目の「西鉄本郷駅及び大堰駅周辺の第三種農地は農業振興地域から除外してはどうか」ということではありますが、農用地区域を除外するには農地転用が前提条件となりますが、駅周辺には圃場整備を行った優良な農地が存在しており、農業振興の観点から町として除外することは考えておりません。

以上です。

○議長（山内 剛） 平田利治議員。

○議員（5番 平田 利治） 地元を離れて40年ぶりに帰って参りましたけれども、西鉄本郷駅とか大堰駅周辺見てみますと昔のままで、とても発展しているとは言えない状況でございます。

農地には農地法という網がかかっておりまして、勝手に売買転用、これはできません。その上に農業振興地域の整備に関する法律、非常に長ったらしい法律ですけど、以下農振法と言わせてもらいますが、この農地法の上に農振法の網がかかっております。それを除外するには大きなハードルがございまして、農振法の申請は年に2回、6月と12月でございますけれども、許可が出るまでに半年かかってるんですね。で、空き地を探している業者、企業から問い合わせもあるんですけども、ほとんどうちは農振地域ですよと言いますと敬遠されて、もう売れないという状態でございます。

大刀洗町では、圃場整備をしていない農地ですね、それから規則43条で言う第三種農地、先ほど町長がおっしゃったような農地ですね、まで農振地域に指定されているわけでございます。大刀洗のほうでは農地ばかりでございまして、そこに農振法がかかっておるということで、空き地がほとんどないような状態で、大刀洗の発展を阻害する最大の要因となっているところでございます。

農地法第4条、5条の許可・不許可の内容を検討すると、農用地区域内の農地は転用が原則不許可となっております。したがって、第三種農地に該当する農地であっても転用が許可されない

ということになります。大刀洗町の場合はほとんどが農地ということになります。このままでは大刀洗の発展はございません。このような状態を放置してきたというのは、現町長の責任があるわけではないのでございますけれども、歴代町長や担当者が見直しをしてこなかったというところに問題があるわけでございます。

旧北野町では、圃場整備が終わった後に幹線道路沿いは農振地域からほとんど除外をしております。50メートルぐらいですかね。もうその結果で多くの企業が進出して今活性化しているところでございます。

ことし、現町長がその見直しをされたら今以上に人気上がるのではないかと思うんですけど、町長いかがですか。

○議長（山内 剛） 森産業課長。

○産業課長（森 利一郎） 平田議員の質問に答えたいと思います。

平田議員のほうからですね、北野町のほうは確かに幹線道路沿いは当初から農振を外してあるということは私も知っております。ただ、大刀洗町におきましても、圃場整備が大刀洗町は8割ほど済んでおります。それで、それが終わった後、平成12年に大刀洗町の農業振興整備計画を定めたわけでございます。

その時点におきましては、平田議員がおっしゃるとおり、300メートル以内の所も当然基盤整備をしております。また、この基盤整備につきましては、あくまでも大刀洗町は、まあ基幹産業が農業ということで今までずっとやってきまして、一応、町の考え方としては農振、農用地ですかね、要するに基盤整備のしたところについては原則認めないという方針でやっております。

ただ、今言われました農振整備計画の見直しについてでございますけれども、これにつきましては29年度から約5年間にわたって北部地区の基盤整備を実施する予定になっております。それが済みました暁には大刀洗町のほうも農振整備計画を見直していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（山内 剛） 平田議員。

○議員（5番 平田 利治） 農業振興地域整備計画を作成する場合に、農地の転用許可基準の昭和34年の農林事務次官がありますけれども、これは平成10年に法制化されております。その計画の変更というのは5年ごとに見直すことになっておるわけでございます。これは、市町村がみずからの発意によって行うこととなっております。第三種農地は、農地法施行規則の第43条に定めがありまして、集団的に存在する一団の農地は第一種農地の要件を満たしているが、同法施行規則43条のような場合は、土地の合理的、計画的な利用を図る観点から第三種農地の要件が優先され、第三種農地に区分されるとあるわけでございます。学校、郵便局から役場あたりから500メートルですね、駅から大体半径300メートル、これの中にある第一種農地であって

も、規則第43条で言えば第三種農地としてそれが優先されるということになるわけでございますけれども、農振法、農振を除外するのは非常に時間と労力が必要でございます。私も3年間勉強してきましたけども大変な作業になっております。

そこで、第三種農地に該当する農地については、あらかじめ農用地区域に編入すべきでなかったと、要はあそこを除外しておくべきかなと思うんですけど、それについていかがですか。

○議長（山内 剛） 森産業課長。

○産業課長（森 利一郎） 第三種農地について、駅から300メートル以内、もしくはおおむね500メートル以内に2つ以上の教育施設及び医療施設等が存在する場合は、その三種用地というように農振法の中の立地区分というところに書いてあります。

それで、内としては、そこを農振から外すということは、やはり農業振興計画で整備計画を見直さなければそこを外すということは基本的にはできないようになっておりますけれども、ただ、個々の事例におきましては、それはそれで現在も農振地域内であっても除外をしている土地もあるわけでございます。

ですので、全てが300メートル、三種のうちの全てが農振の網がかぶっているということではございませんので、当然基本的には農振がかぶっていない白地の農地から外していくというのが本来原則でございますので、その部分が全部転用がされて、それでもということはまた個別に農振の除外するかどうかというのは判断していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（山内 剛） 平田議員。

○議員（5番 平田 利治） 白地の部分を探すのは非常に大変な作業でございまして、その地主さんが売るかどうかというのも限られた面積でございましてなかなか難しいところがございます。

来年度から、先ほども産業課長のほうから話がありましたけど、圃場整備が北部地区で始まりますけども、既に農地として面積自体はもう把握されていると思います。鳥栖市が農振地域を外して農地を商業地に変えていきました。急激に発展遂げておりますけれども、それで面積自体は圃場整備を行った面積の部分を見合いにして、例えば三種農地、本郷駅、大堰駅ですね、その辺の除外、まあ面積の部分の見合いでその辺を考慮されて農振地域を外してもらうというようなことはできないでしょうか。

○議長（山内 剛） 森産業課長。

○産業課長（森 利一郎） 今のところですね、大刀洗町としては、あくまでも農業が基幹産業でございまして。鳥栖市あたりになるとまた大刀洗とは違ったような状態ではなかろうかと思っております。今のところは農業の振興に努めていくというのが基本でございまして。

以上でございます。

○議長（山内 剛） 平田議員。

○議員（5番 平田 利治） 農業が基幹産業でございますけど、その農業で生計が維持できるかと言うと決してそうではないのが現実であります。農業で一番きつい仕事というのが中腰の姿勢ですね、稲刈りとか田植え。農政行政の中でバインダーというのができました。4年ぐらいかかって、それが浸透したら次にはバインダー買って稲をくくるバインダーができました。それがまた4年ぐらいて、今度はコンバインの2畳刈り、3畳刈り、4畳刈りというのができてきております。農業者をずっと機械頼り、借金を払い続けながら来ているわけでございます。で、当時田んぼが300万、400万で、1反300、400万で取引されてましたけども、今はもう50万ぐらいになりました。頭かけて60万円ぐらいなんですね。だから例えば後継者がもういないんで、自分は高齢化してきたんで田んぼを売りたいと言って売ろうとしても、その借金の返済にもならないというのが現実なんです。そうすると、例えば、まあわずかですけども、大堰駅、本郷駅周辺、それから幹線道路沿いの田んぼをあらかじめ農振地域から除外しておけば、そこへいろんな企業誘導できるんですね。町で工業団地を整備するのは、これは大変です。ただ、そういう土地を町が誘導してまちづくりをしていくということになればもっともっと発展するのではないかと思うのです。

仄聞するところによりますと、西鉄のほうから乗客が減ってきているという話もあるやに聞いております。甘木鉄道は赤字、赤字で、やっと最近黒字になったのでございます。その原因は駐車場、無料の駐車場を各駅につくったんですね。それで乗降客も多くなりまして、分譲住宅も筑前町あたりは相当増えて、人口も増えた経緯がございます。

そういう点等々考えながら、ある程度行政が民間を誘導するというような、こういうところへ来てください、こういうまちづくりをしましょうということをやっぱり考えていただくと町はもっともっと発展するのではないかと思うんです。

農業だけで生活できますよと言うんだったらそれでいいです。ただ、それじゃ今はできないというのが現実なんですね。働きに出かけなきゃいけない。働く場所といたらもう遠方へ行かなきゃいけない。そうすると農業がなかなかできなくなってくる。後継者はいないということで衰退していただけないですね。そうすると、農業と工業、まあそういう仕事を両立させるためには、大刀洗町の中である程度、大体農地として確保する部分は大事ですけども、そういう企業を誘致して、そこでまた奥さん方が、女性が働けるような時給幾ら、時間、まあ4、5時間働けるような、そういう育児とも連携とれるようなまちづくりというのが大事になると思うんですけども、その点、町長、最後にいかがですか。

○議長（山内 剛） 安丸町長。

○町長（安丸 国勝） お答えします。

確かに農業で食っていくというのは大変で、特に米・麦というのはなかなか難しいところがあります。今、平田議員がいろいろ言われましたけれども、大刀洗も高樋の北部地区、12ヘクタールぐらい、これ20年ぐらい開発ができなくて困っておったんですけど、これもやっと3年ぐらい前に終わりました、全て企業も入りました。そのときの開発の経過からすると、なかなか農地を転用するちゅうのは難しいんです。ですから、そう簡単じゃない。

企業もですね、確かにパートぐらいだったら、まあ、まあまあいいのかもしれませんが、若い人たちが喜んで働くようなそういう会社が来るかと言うと今の時代は非常に難しいんです。今、高樋の北部の開発した所はほとんど流通ばかりなんですね。私はその開発の業者にも相当注文つけたんです。もうちょっとちゃんとした企業を持ってきてくれと、そういうふうに注文しましたけど、それはなかなか難しいんですね。ですから、町が主導で企業誘致をするというのはもうちょっと無理だろうと思います。

で、平田議員が言われたように、まあ今、来年度から北部の圃場整備をやりますので、この辺が終わった段階でね、確かに今度やった分の面積、圃場整備でやる面積にあわしてちゅうか、そこまでいかんでしょうけど、その分で幾らかのほかの所を開発できるようなふうに働きかけるとか、そういうことは考えていくべきだろうと思います。ですが、まずは北部の圃場整備が先だろうと、そんなふうに思っています。

以上です。

○議長（山内 剛） 平田議員。

○議員（5番 平田 利治） なかなか前向きな意見がいただけました。ありがとうございます。

民間が、そういう行政がそういう民間を誘導することによって造成工事も始まって、それが土木会社とか、それから宅地になるわけですから、税金もおのずと上がって参ります。で、町民も企業も、そして町も潤うということなるわけでございますので、圃場整備を待たずに少しずつでもいいんで、まあ少し頑張っていたきたいなど。で、町長が県のほうに行かれるときには、ひとつ陳情をよろしく願います。

じゃあ、農地の関係は、これで終わらせていただきまして、PFI事業についてお尋ねいたします。

PFI事業についてでございますけども、各校区に定住促進住宅を整備する理由は何か。なぜPFI事業で行うのか。それから3番目については予算的な面を聞こうとしたんですけども、未確定な部分がたくさんございますので、これは割愛させていただきたいと思います。それから最後に、国のPFI事業の考え方はどのようになっているのかをお願いしたいと思います。

○議長（山内 剛） 安丸町長。

○町長（安丸 国勝） それでは、お答えします。

まず、1点目ですけれども、各校区への建設理由についてであります。

町の方針としまして、人口減少を抑制し、生産年齢人口の定住化を図り、移住定住の促進を目標としています。その1つの施策として定住促進住宅の建設があります。各校区への建設については、地元要望と用地選考を含め検討し、全国PFI協会からの比較検討算定後、建設を決定しています。

まず、菊池校区区長会より建設要望がありまして、「スカイラーク菊池」を平成28年3月に整備し、4月から入居を開始しました。また、大刀洗校区区長会から建設要望があり、平成29年度完成に向け、地権者を含む関係機関と協議を進めています。大堰区区長会からも建設要望が提出されていますが、大刀洗校区の建設完了後に地元と用地の選考を含めて話し合いを行う予定です。

2点目のPFI事業で行う理由についてであります。大きく3つあります。1点目は、設計・施工・維持管理を含めて一括で発注することにより、民間のノウハウやコスト削減努力がされること。あわせて維持管理を行う職員の労務管理負担、労務負担軽減が期待できることです。従来方式とPFI方式での採算比較を行った場合、PFI事業のほうが約5,000万円有利になる試算が出ております。

2点目は、資金調達リスクの軽減です。昨年、社会資本整備総合交付金制度が改正され、住宅分野ではPFI事業が重点配分対象とされております。従って、PFI方式で実施すれば交付金確保リスクが軽減されることが期待できます。

3点目は、入居者確保リスクの軽減です。平成27年に地域優良賃貸住宅制度が改正され、入居できるための所得上限が下がりました。これにより、今まで入居できた所得の高い人が、新基準では所得上限が下がったため入居対象から外れることとなります。しかし、PFI方式で整備した場合は、これまでどおりの上限額が適用されますので所得の高い人も対象となり、入居対象者の幅が広くなり対象者が増えます。これにより入居者確保リスクの軽減となります。

以上の3つの理由により、PFI事業で実施することにより、総事業費の低減、職員労務負担の軽減、安定した入居者確保と家賃収入といった事業収支に与えるリスクも軽減されることからPFI事業で実施するものです。

3点目のPFI事業の全体像であります。町では土地取得費、造成費、住宅の建設費、駐車場整備費、入居開始から30年間の建物の維持管理費など、総額を6億4,940万円と算定しています。詳細は、土地取得費から造成費が4,930万円、住宅の建設費や駐車場等の周辺整備が4億3,264万円、30年間の建物の維持管理費や金利等が1億6,746万円です。先ほどこの辺の金額は確定してないからということですけど、確かに確定していません。ただどぞ

っとした額ではじいた額ですから、ちょっと詳細になると変わってくると思います。

4点目の国のPFI事業の考え方についてであります。国は厳しい財政制約の中で、公共施設の老朽化が進む現状を踏まえると、PPPやPFIによる民間の資金やノウハウの活用は重要であり、内閣府のPFI推進室が中心となって推進に取り組むとしています。

また、国は、平成27年12月17日付で、都道府県や市町村に「多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針」を踏まえ、必要に応じて取り組みをお願いする内容の通知をしています。

以上であります。

○議長（山内 剛） 平田議員。

○議員（5番 平田 利治） このPFI事業については、どう考えてもよろしくないように思うんですけども、PFI自体を私が否定するわけではございません。私も法務省にいて、刑務所をPFIでつくってきた経緯がございます。当時、単年度で作るにはとてもできない。まあ、受刑者が増えてきて、1年、2年で作っていかなくちゃいけないというときに、このPFIで導入したわけでございますけども。

PFIの一番のデメリットは金利がかかるということです。非常に後年度負担がかかるわけでございます。ですから、最終的な金利も計算すれば、とてもPFI事業のほうが高いということをお私理解しているところでございますけれども、家賃の損益分岐点、これが90%で設定されております。みやき町は83%でございますけども、その辺の算出は、まあPFI協会あたりが出したんでしょうか。

○議長（山内 剛） 重松地域振興課長。

○地域振興課長（重松 俊一） 地域振興課の重松でございます。みやき町の損益分岐点の83%と大刀洗の90%の比較については、PFI協会のほうに確認したところ、みやき町においては土地の取得価格が原因ということで確認をしております。

要するに、みやき町の土地取得につきましては、農振農用地になり、農地の購入を造成して建物を建てるということで購入費が非常に安くできたというところがこの差でございます。

以上です。

○議長（山内 剛） 平田議員。

○議員（5番 平田 利治） みやき町を昨年視察しました。町の取り組みをよく聞いてきましたところ、平成24年には子育て支援宣言というのを掲げまして、町と議会で2年間議論を重ねて、コンパクトなまちづくりに今取り組んでいるということでございます。旧三根町の役場近くに、保育園、幼稚園、それから中学校、小学校、銀行、郵便局が存在していました。そこにはショッピングセンターやコンビニを誘致して、定住促進住宅を建設して、コンパクトなまちづくりをし



ているところでございます。医療費については高校生まで無償として、子供施策として給食費を1人目が半額、2人目が半額、3人目が無償としているところでございます。

あと、民間が開発しない分譲住宅を町が率先して開発して民間の参入も加速していったと。例えば民間が5区画以上の分譲地を建設した場合に、ちょうど6メートル道路ですね、これを建設するのに当たって町が補助するというので、さらに民間開発が加速化しているところでございます。それ以外にも、いじめられっ子、いじめっ子、この教室も設置したりですね、保護者を含めて教育をしているということでございます。

このまま、国の施策としてPFI事業というのは、やはり金利負担が多くのかかるわけでございます。国は昭和27年12月にPFI手法の指針というのを出しておりますけれども、何が何でもPFIと国が言っているわけではございません。やっぱり公的負担の抑制というのが前提条件でありまして、従来方式とPFI方式の比較が必要となっているところでございます。

町はPFI方式が安価であるとしておりますけれども、自宅を現金で買う、これが従来方式の入札方式でございます。自宅をローンで買う、これはPFI方式であります。町の試算では、ローンで買うほうが安いというPFI協会の試算になっておりますけれども、ローンがかかる、金利があるので当然高くなるのは当然でございます。それが安いという資料はまずもってあり得ないのではないかと思いますけどね。

ですから、PFIをやるか、従来の入札方式でやるのかという検討は、やはり十分に審議されて、例えば単年度予算で建てられない、例えば50億、60億もするような病院をつくと、作らなきゃいけないというときに、単年度予算では無理だと、約10年かかってしまうと。そこを民間にPFI方式を使えば1年で建てると、そういう場合にはPFI方式が非常に有効でございます。ただし金利が掛かってきますので以後何も建てられないという状況が出てきます。そういうのを考えると、まあPFIよりも、6億ぐらいでしたら国の補助金と予算的なベースで考えていくと、1年で払えるしろもんじゃないかなと思うんですね。

あと、もう1点は、民間がアパートをつくる、その上に会社をつくって、そこに維持管理費を払うというようなシステムなんか民間はどこにもやってません。民間は、まあそういうアパートを幾つも契約して維持管理を、例えば家賃の3%、1,500万の家賃収入が年間あれば大体年間50万ぐらいです。それで幾つも受けて、そこで会社で利益を上げていくということになるわけでございますね。ですから、PFI住宅が各校区に1つずつ建て、そこへ会社ができる維持管理をさせていくというのは非常に無駄があるように私は思うところでございますけれども、その点、町長いかがですか。

○議長（山内 剛） 安丸町長。

○町長（安丸 国勝） お答えします。

まず、その金利のことを考えると確かに無駄だと。無駄ちゅうか、あなたが言われるように補助事業か何かでやってということもそれは考えられないことはないですけども、各校区にそれぞれ作っていくとなると、うちの今の財政力ではちょっとなかなか難しいと思いますね。

それで、一番問題は、将来の維持管理ですね。これは、この方式であれば町はほとんど関与しなくていいです。例えば今の町営住宅で一番大変なのは、老朽化してくると修理代も物すごくかかるんですね。それから、家賃の督促なんか物すごく職員の努力がされているわけです。

ですから、そういうことを考えますと、今、菊池にできてますけど、これはほとんど町ではタッチする必要がないです。例えば空きができて、それはちゃんと業者が責任を持ってやるという仕組みですから、なるべく町の負担が少ないような、そういう仕組みであるということで私は、金利と言われるけど、それも町が払うわけではなくて、入っていただいている入居者の方たちが家賃として払っていただくわけですから、そこ辺は考え方の違いちゅうか、考えようだと思うんですね。これがPFIが絶対だめだとか、そういう話はあんまりしていただきたくない。

○議長（山内 剛） 平田議員。

○議員（5番 平田 利治） PFI自体がだめだという話じゃなくてですね、そういう単年度で執行できるような予算であればPFIよりも従来方式のほうがいいんじゃないかと。

今、家賃保証する会社がございます。大体8%、家賃の8%を払えば90%の入居率の家賃は最低保証しますよと、30年間保証しますというような会社もございます。私が危惧しているのは、その家賃収入の90%の損益分岐点は2部屋。3室以上が出るともう赤字になるわけがございます。5年ぐらいの新築住宅であれば満室状態にはなろうかと思うんですけども、それが過ぎていって少しずつ空き室が目立ってくると町に大きな負担になるんじゃないかと思うのであります。

本当に大刀洗町の発展を願うのであれば、そういった農振地域の見直しをして企業誘致、まちづくりをしながらそういう周辺環境を整えて住宅を建設したらどうかと思っておるところでございます。

以上で質問を終わりたいと思います。

○議長（山内 剛） これで平田利治議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（山内 剛） ここで暫時休憩をいたします。10時35分から再開させていただきます。

休憩 午前10時23分

.....

再開 午前10時35分

○議長（山内 剛） それでは、休憩前に引き続き、質問を再開いたします。

次に、10番、平山賢治議員、発言席からお願いします。

## 10番 平山 賢治議員 質問事項

### 1. 地域優良賃貸住宅について

### 2. 町内生産品の海外での販路拡大について

○議員（10番 平山 賢治） 10番、平山です。通告に従いまして、順次、質問をさせていただきます。

現在、国政におきましては、土地の取引をめぐる重大な疑惑、また現憲法下では無効とされており教育勅語を積極的に推進するかのような動きが一体として表面化し、その根の深さはとどまるところを知りません。愛国心というと、一般的には日本の自然豊かな国土であるとか善良な国民性などを想像しますが、この一部の勢力の方の言う愛国心とは、国家権力の意思に服従せよとの意図であります。愛国心の名のもとに多くの国民に滅私奉公を強制し、ひたすら国家権力と一部財界の利益のために働き戦えと、そのために一切の自発的な思考を禁止し、命令に従順に従う人間づくりを幼児期から強制すると。この一連の人々が何を目指し、国民に何を強制するのか、まことにわかりやすい事例ではないでしょうか。

日本共産党は、こうした戦前への回帰を目指す勢力のたくらみを絶対に許さず、市民の皆さんとの協働で、引き続きの徹底追求を行う決意であります。

さて、本日は、大きく2点につき質問をいたします。

いずれにおきましても、町の予算が適切に執行されているか、事業効果が発生しているのか、慎重な検討が必要と思われる項目でありますので、過去に他の議員も正しておりますが、現状について改めて問うものであります。

大きな1問目に、地域優良賃貸住宅の整備事業であります。前の議員もお聞きになったので、重複についてはその旨答弁していただいて結構です。

1点目に、町内の居住環境につきまして、建設を検討するに当たっては町内の空き家率や居住者の意向調査、各地域における住宅のニーズなどを詳細に調査し、周辺の店舗や学校等の整備など総合的な検討を行い、その上で、どの地域にどの住宅がどの程度必要なのかと、初めて検討の俎上に乗ると考えるのですが、その点について、その後の調査はいかがでありますでしょうか。

2点目に、仮に建設するにしても複数の建設方式が考えられると思いますが、PFI方式を採用するに当たっての検討状況はいかがでありますでしょうか。

3点目に、2棟目を計画するに当たり、土地選定の経緯はどうでありましたでしょうか。

4点目に、民業圧迫について、町の定義と考え方はどうでありますでしょうか。

以上、答弁をお願いします。

○議長（山内 剛） 安丸町長。

○町長（安丸 国勝） それでは、お答えします。

まず、1点目の、町内の居住環境についてです。町内における居住環境の状況であります、賃貸住宅は約900戸程度あり、うち空室率は6%程度となっております。隣接する久留米市、小郡市、朝倉市、筑前町の空室率は軒並み10%を超えていることと比較しますと、本町での賃貸住宅に対するニーズは高いというふうに考えております。

2点目の、PFI方式を採用するにあたっての検討状況についてであります、先ほど平田議員の質問で答弁しましたとおり、従来方式とPFI方式を比較検討した結果、PFI方式は約5,000万円有利であったということで、PFI方式を採用したところです。

3点目の、土地選考の経緯についてであります、大刀洗町校区への定住促進住宅を建設する用地選定については、要望のあった大刀洗町校区より6カ所の建設用地の提案がありました。町では土地選考委員会を開催し、土地審査項目の農用地区域、農地転用、接続道路、開発行為、立地環境を基準に検討しました。その後、全国PFI協会へ住宅を建設した場合の採算・算定を依頼し、採算性と立地環境等を検討した結果、今回の大刀洗小学校東側の土地に決定をしました。

4点目の、民業圧迫についてであります、町はどう考えているかということですが、民業圧迫とは町と民間業者が同じ事業を行う上で、公正な競争が確保されず、民間業者が不利な競争を強いられることと認識しております。町内の民間アパートでは1ルームや1LDKと2LDKの合計が約96%を占めています。一方で、今回建設予定の住宅間取りは、子育て世代に配慮し、全室3LDKを想定しております。したがって、民間アパートとはすみ分けができており、民業圧迫には当たらないというふうに考えております。

以上です。

○議長（山内 剛） 再質問はありませんか。平山議員。

○議員（10番 平山 賢治） では、順次、再質問をさせていただきます。

1点目の、居住環境とニーズ調査であります、平成27年度5月議会におきましては、1棟目の菊池建設を予定するに当たり、はっきり言って「ちゃんと調べていない」というような答弁がありました。居住環境も調べていない中で、とにかく1棟目を建ててみて現状がうまくいけば考えたいということで、全体的な――先ほどの議員もおっしゃいましたが、みやき町のような、この地域にどれだけ住居が足りていないか、どういった人を誘っていくか、そういう人たちをどういうふうに戸建てに誘導していくのか、また周辺の商業環境をどうしていくのか、こういった一体的な計画というものが全くないままに――とりあえず今の町長の明言であることは、1校区に1つずつ建てたいということで、そこは何が不足していて周辺に民業は何があつてということが全く検討されていない。その点については、校区ごとの必要性とか居住環境についての詳細な調査というのがまだまだなされていないし、それをどう定住に結びつけていくかという計画もま

だなされていないというふうにとってよろしいですか。

○議長（山内 剛） 安丸町長。

○町長（安丸 国勝） 何か全然あなたは考え違いをしているような気がするんですね。住宅が足りるとか足りないとか、そういうことよりも人口をまず減らしたくないという、そういう思いが強くあります。それで、しかも大刀洗小学校とか大堰小学校は生徒数がどんどん減りよるとです。それを補うためにもということですから、そういうところを考えてもらわないと。ただ何か計画がずさんだとか、そんなことばかり言ってほしくないです。

○議長（山内 剛） 平山議員。

○議員（10番 平山 賢治） 資金が潤沢にあって人口を増やすための手段として住宅をどんどん建設していくと、それによって人が増えていく。それはよいことで、それが無限にできれば、それはどこの町にとってもよいことでもあります。ところが、それがきちんと長期的な計画をもって行われているのか。先ほど来からも言われていますが、このPFIというのが将来に対して本当に負担を残すものでないのか、というところが今問われているんです。

町長は、これは90%の損益分岐点というのがあるから、これを超えれば将来にわたって町の負担はないんだという前提でお話をされておりますが、私どもはそれに対して大きな疑義を持っているわけなんです。ですから、これを建設することによって幾らかの住民の数は増えると。それはよろしいが、将来にわたって結果的に住民に対する負担を発生させることになれば、これは本末転倒ではないかと、そういうことで今お聞きをしているんです。

前の議員もそうだったと思うんですが、例えば民業圧迫の問題もあるんですが、そういった住宅を公的資金で町が公式に職員を活用して建設するのであれば、実際どれだけ町内の民業に対して影響があるのか、あるいは、それに対する効果が認められるのか、そういう人たちをどうやって定住させていくか、という一連の流れというのは当然考えていかなければならない部分だと思いますが、その点についてはいかがですか。

○議長（山内 剛） 岡田副町長。

○副町長（岡田 暁人） 平山議員の御質問にお答えします。

まず、民業圧迫という点に関しましては、先ほどの答弁でもありましたけれども、子育て世帯に配慮した広い間取りを考えているということで、民間で供給されているものとしっかりすみ分けはされていると考えておりますので、民業圧迫には当たらないと考えております。

それから、先ほど町長のほうからもありましたけれども、なぜ定住促進住宅を建てるのかという話なんです。一言で言うと、人口対策であります。人口ビジョンをつくる中でも、各校区の人口の将来予測もいたしました。やはり各校区が減っていくという中で、この定住促進住宅というのは即効性があるって、しかも家賃として資金を回収しますので、財政負担が少なくて済むという

ことで、そういった定住促進対策として非常に有効ではないかということでスカイラーク菊池を建てたわけであります。

最近、大変うれしい状況がありまして、大刀洗町の社会増減、要するに転入と転出の差なんですけれども、今非常によい状況にありまして、今年度2月末時点で150人ぐらいのプラスになっております。3月はどうしてもマイナスになってしまうんですが、このままプラスでいきますと8年ぶりの社会増になると、そういった状況にあります。こういった状況にあるのも、やはりスカイラーク菊池を建てて76名の入居があったんですけれど、そのうち47名が町外から転入と、そういったこともやはり大きな貢献をしているということであります。

そういった成果を踏まえまして、現時点で大刀洗校区と大堰校区から要望が上がっておりまして、建設用地の確保の状況なども踏まえまして、まずは大刀洗校区から住宅を建てていきたいと、そういった状況にあるということであります。

以上です。

○議長（山内 剛） 平山議員。

○議員（10番 平山 賢治） まず、その費用対効果の面で適正なのかということと、それから定住促進住宅を仮に建設するに当たっても、それをどう今後の定住促進に結びつけていくのかと。それを建てて終わりではございませんから、そういった即効性ではなく、長期的なビジョンをもって定住、人口増を図っていくと、その視点がどうしても必要であります。

今、1棟お建てになった。仮に、今後もお建てになるというのであれば、これをどう結びつけていくのかという話を絶対にしなくてははいけませんし、議会にもそれはお諮りしていただかなくてははいけません。スカイラーク菊池においては極めて急な状況があり、契約から建設までということがほぼ——そういう長期的な計画であるとか、ニーズ調査というものが実際に行われなまま建設が行われておるわけでございます。これは財政的にも、あるいは長期的な展望を考えた上でも将来に大きな遺恨を残すおそれすらあるということから、今後も慎重な計画、それから財政における検討というものが強く求められるものであります。

2つ目に、PFI方式、これを採用するに当たっての検討状況であります。PFI方式と従来方式の比較表が議会に提示されたのも今回は2月のことであります。本来は、ここからPFIの方式の是非についての議論が始まらなければなりません。しかし、行政としては、前回と同じくPFI方式ありきの算定方式で事業を進めようとしているのではないのでしょうか。

PFIがメリットがあるとする根拠が先ほどの答弁でも3点ございましたが、直接方式ではなくPFI方式を選択する財政的な根拠としては、先日、資料としてデータの1枚紙をいただいたわけでございます。この1枚紙の算定しかございません。もしこの数値に、例えば、そごがあると、実際には、この従来方式のほうが費用が——いろいろ検討した場合に実際はPFIのほうが

金利も高い、それから従来方式の場合は非常に人件費が高く見積もられているけれども、そのところが仮に従来方式のほうが低額で済むと、また、安いというようなそごがあった場合に、P F I 建設の一つの根拠が崩れるということになるんじゃないかと思いますが、その辺はどうですか。

○議長（山内 剛） 重松地域振興課長。

○地域振興課長（重松 俊一） 先日の平成29年度の予算特別委員会でも御説明しましたけれども、従来方式とこのP F I方式の差につきましては、基本的な設計額は一緒でございますけれども、入札減もしくは縮減率の違いが2%から10%ございますので、その差で安くなっているところであります。

それと金利につきましては、もちろん金利はP F I方式のほうが高うございますけれども、その間の、30年間の維持管理及び職員の労務削減がございますから、その点でP F I方式が有利と判断しております。

それと、この方式につきましては、全国P F I協会のほうへ委託し、算定していただいた分で、一応それを信用した形で判定をしております。

以上でございます。

○議長（山内 剛） 平山議員。

○議員（10番 平山 賢治） 入札減のその算定方法についても非常に疑問があるんですが、これについてはまた今後も閉会中に詳細に調査をしていきたいと思っております。

それともう一つは、やはり損益分岐点がどうなのかと。例えば、あくまで90%の入居率が30年続けばこの採算が取れるよというような方法で、まずはこの根拠自体が極めて危うい土台の上にはか立っていないと思うんですが、スカイラーク菊池については、その損益分岐点は何パーセントで計算していらっしゃいますか。

○議長（山内 剛） 重松地域振興課長。

○地域振興課長（重松 俊一） スカイラーク菊池につきましては、入居率90%でございます。

以上です。

○議長（山内 剛） 平山議員。

○議員（10番 平山 賢治） みやき町のP F Iの住宅は損益分岐点が83%ということで、低くても採算が取れるようなところで計算されております。

先ほどの答弁では、みやき町は土地の取得が安いから83%と、低い損益分岐点で可能であるというような答弁がありました。スカイラーク菊池については、土地取得に係る費用というのはどうだったのでしょうか。

○議長（山内 剛） 重松地域振興課長。

○地域振興課長（重松 俊一） スカイラーク菊池におきましては、土地につきましては購入費は  
ございません。もともと町営住宅の残地、跡地でございましたので、その部分を造成して建築を  
しております。

以上でございます。

○議長（山内 剛） 平山議員。

○議員（10番 平山 賢治） そうしますと、先ほどは土地が安いのが原因で、みやき町の場合  
は83%の損益分岐点が可能であるというような答弁だったんですが、スカイラーク菊池におい  
ては土地が町の所有であって、土地取得費がゼロであるにもかかわらず、損益分岐点が90%と  
非常に高いと。というのは、非常に上屋の高コスト体質というのがここで問われなければいけ  
ないと思うんですが、その辺の数字の違いというのはどのように見ていらっしゃいますでしょうか。

○議長（山内 剛） 重松地域振興課長。

○地域振興課長（重松 俊一） 確かにスカイラーク菊池においては土地の購入はございませんで  
したけれども、一応、造成費はかかっております。それで、スカイラーク菊池においては入居率  
90%が損益分岐点ということで、みやき町の、今、平山議員がおっしゃった、83%が損益分  
岐点ということでおっしゃいましたけれども、みやき町がなぜ83%が損益分岐点か、その理由  
というのはちょっと私のほうは承知しておりません。

以上でございます。

○議長（山内 剛） 平山議員。

○議員（10番 平山 賢治） となりますと、先ほどの土地の購入費が安い、低額であるから、  
という理由は少し不正確なものになるのではないかと思いますので、そこはちょっと後ほど執行  
部のほうで御検討いただきたいと思います。

そうなりますと、上屋の高コスト体質がどうなのかということになります。この大刀洗町のP  
F I事業が適正な契約価格であるのか、建物の建築費が。これは厳しく問われなければならない  
ということになるんじゃないかと思います、仮に建てるにしても。次回もそうですけれども。き  
ちんと低い入居率で元が取れると。当然その採算性を考えるならば。そのところが極めて重要  
なポイントになってくると思いますので、御承知おきください。

それから、3点目に、土地選定の問題であります。土地選定の経緯につきましては、町資料  
によりますれば、公募を行ったところ、5カ所からの応募があったが、適当な土地がないとい  
うことで、全てを不相当としたということですが、その後、大刀洗校区から要望があり、新たな選  
出に入ったと。しかし、その公募をされた上で、その候補地が全て不相当であるとの結論であ  
れば、一旦そこで仕切り直しを行い、改めて全町に対して土地の募集を行うべきではないかと思  
われるんですが、経緯を見ておきますと、その校区から要望書と土地の候補地が上がり、1つの土



地が適切な地として白羽の矢が立っていると。

公募によらないのであれば、他の校区に対してもその公募の不調を公示した上で、区からの同様の推薦を受け付けるべきではないでしょうか。公募不適との決定の後に突然1つの校区が手を挙げて、地元から推薦した土地を候補地として選定するのは、行政行為としては公平性に欠け、失当と考えますが、いかがでしょうか。

○議長（山内 剛） 重松地域振興課長。

○地域振興課長（重松 俊一） 適正と考えております。

以上です。

○議長（山内 剛） 平山議員。

○議員（10番 平山 賢治） 仮に、この事実経過を全町にお知らせすると。「公募したけれど、不適であった」ということで「どうしましょうか」ということを全町にお知らせすれば、他校区からも同様の要望が上がることは十分予想されるのではないのでしょうか。実際に大堰校区からも、その後、「建ててくれ」というような、大堰校区区長会からもそのような要望が上がっていると聞いております。

まず、候補地不適の時点で、そういう全町に対する意向調査というのは行っていなかったのでしょうか。

○議長（山内 剛） 重松地域振興課長。

○地域振興課長（重松 俊一） 用地の公募及び校区の要望について、時系列に御説明いたしますと、まず、町内全域に町の広報及び隣組回覧等で、土地の公募を7月上旬に行っております。7月上旬から7月末にかけて、町内全域に町の広報及び回覧で公募を行っております。

その後、7月中旬から8月中旬にかけて、3名の方から5カ所の土地の公募がございました。それに基づきまして、8月22日に土地の選考委員会を開催し、この5カ所について検討しております。検討項目としましては、その土地が農振・農用地であるか、農地転用が可能かどうか、また前面道路の幅員及び開発行為、住宅地の連関性、立地環境等を協議して、全て不適と判定をされました。

それとは別の話で、大刀洗校区からの区長要望がございましたのが、5月の2日にあっております。ですから、土地の公募は土地の公募で動いておりましたし、各行政区、各校区からの要望はまた別にあっております。

大刀洗校区からの要望は今年の7月5日にございまして、その後、校区区長・会長より、大刀洗校区内6カ所の候補用地が提出されましたので、その中を先ほどの審査項目に基づきまして審査した結果、2カ所が残ったという形になっております。2カ所が適地として判定された後、採算性を含め、PFI協会のほうへ依頼をして採算性を算出していただいた経緯でございます。

以上です。

○議長（山内 剛） 平山議員。

○議員（10番 平山 賢治） 菊池においても突如、地元から建設の要望が出たため、菊池に決定した旨の答弁がありました。ここは確認をしておきたいんですが、この要望書というものは法令上、事業実現の義務とか先着順などの規定がどこかにございますか。

○議長（山内 剛） 重松地域振興課長。

○地域振興課長（重松 俊一） 特に要望書でございますから、町には年間数十回というか、数十枚の要望書があります。それをできるかできないか、また町のほうでするかしないか及び県のほうに進達するか、もしくは警察署なり、国のほうに上げるか上げないかということではしておりますので、要望書を全てするというのではなくて一旦、町のほうで協議して選定をしておる状況でございます。

○議長（山内 剛） 平山議員。

○議員（10番 平山 賢治） 行政としては、要望書を唯一の根拠として建設地の選定を行うというのは、私は非常に不適切だと思います。逆に言えば、要望書が今回出たことのみが大刀洗校区への建設を決定した根拠となるというのは、この点でも町内のニーズ調査とか、あるいは町内の長期的・総合的計画にも欠ける事業方法と言わなければならないのではないのでしょうか。この点についても再考を強く求めるものであります。

四点目に、民業との関係でございますが、例えば先ほどの答弁もありましたが、高品質の住宅を高品質に応じた相応の家賃で提供するのであれば、そのすみ分けという考え方はまだわかるんですが、この地域優良賃貸住宅事業においては、高品質の住宅を低額の家賃で提供をする計画となっており、これもまた民業圧迫の一形態ではないでしょうか。スカイラーク菊池の場合は、例えば町内からの移動者もいらっしゃる、民間賃貸からの移動者もいらっしゃるのではないのでしょうか。

そこで、先ほど町内の空き家率については御回答がありました。例えば町内の賃貸住宅の家賃の現況と町のPFI住宅の家賃補助後の家賃額と、これを比較して例えば、築1年の場合とか、同じ民間でも築1年と築30年では大きな違いがございます。こうした町内の賃貸住宅の家賃状況との比較は行っておられますか。

○議長（山内 剛） 福岡企画係長。

○企画係長（福岡 信義） 議員の、家賃の比較をしているかという御質問については、しております。近傍同種の家賃というものを算定した上で、町が減額後の入居者負担額というものを決定しております。地域優良賃貸住宅制度そのものが、高齢者、障害をお持ちの方、子育て新婚世帯の方と、必要な間取りが求められているにもかかわらず、そこに住むことができない、供給が進

んでいないものについて、公共あるいは民間のほうが提供をする。その上で、家賃についても低廉化を行うという制度そのもので認められているものですので、直ちにそれをもって民業圧迫だというふうには認識をしております。

以上です。

○議長（山内 剛） 平山議員。

○議員（10番 平山 賢治） 適切な住宅の確保という点では、地域優良賃貸住宅ではなく、町営住宅・公営住宅における住宅供給というのが非常に求められているんですが、これについてはひたすら削減の一途をたどっておられるということで、非常に今の御答弁によれば、きちんと公営住宅のほうの手当をやっていないということであれば、条件を満たしていないということではないかと思えます。

それで、賃貸住宅の家賃の状況を判断されて、例えば新築である賃貸住宅等を比較して、現在、町が行う公営住宅のほうが、こちらは入るわけですよ。家賃の低廉化ということで補助が入ると。そういうものを民間が自力でやっているところに、よいものが安く入っていくという点では、他の事業と同じ民業圧迫のおそれが非常に強いと。だからこそ、他の自治体においては民間の資本が入らないような過疎地域、そしてUターン者の住宅供給が不足しているような過疎地域に限り、民業圧迫のないことを確認した上で、町が責任を持って住宅供給を行うという当然の線引きが行われているわけです。

これが大刀洗町においては、まず行われていないと。何より、その住宅密集地である菊池で1棟目が建てられているというのが本当に問題であろうと思えます。この点については引き続き、これが適切であるのか、地元地域の家賃や住宅供給の状況と比べて適切であるのかについても、引き続き検討を進めなければいけないと思っています。

全体といたしまして、PFI事業を行う場合は業者と行政、双方が成り立つのが最も理想的な状況ではありますが、当町の契約状況を見ますと、町側に極めてリスクの高い内容ではないかと疑問を抱かざるを得ません。詳細につきましては、今後も議論を続けていきたいが、将来にわたって負担を残すことのないよう、引き続き注視をしていきたい。PFI建設、特に2棟目については、特段の緊急性のない事業であります。建設ありきの計画には反対の表明をいたしまして、1問目は終わります。

続いて、2問目でございます。昨年も他の議員から質問が出されました。これは私を初め、議会の少数の者がこの事業について問題としているわけではなくて、極めて多数の議員がこの海外事業の成果については懸念を表明しておりまして、また、今年度からの香港事業にも積極的な賛成はしかねている、というのが議会全体の現状であります。

その点を踏まえてお答えいただきたいと思えます。25年度からのシンガポールへの町内製品

の売り込みの諸事業であります。今年度3月をもって現地事務所へ撤退する旨の答弁がありました。

そこで、一つ目の質問であります。現時点における費用の総額及び公費負担による渡航回数、渡航費用についてお聞かせください。

二つ目に、事業の成果について、昨年9月定例会におきまして、日本酒の一部流通及びインバウンド90名との報告がありましたが、その後の変化があれば答弁をお願いします。

三点目に、今後の事業につきまして、目的及び事業計画はいかがでありますでしょうか。採算見通しは立っていらっしゃいますでしょうか。

以上、3点につき、答弁をお願いします。

○議長（山内 剛） 安丸町長。

○町長（安丸 国勝） それでは、お答えします。

一点目ですけれども、シンガポール事業の費用総額、渡航費用等については、平成26年度から28年度の3カ年間の費用総額は860万円です。

まず、シンガポールへの渡航費用については、渡航人数26名、渡航回数は13回、渡航費用は408万円となっております。ただし、渡航費用の平成26年度の135万円は特別交付税の対象であり、平成27年度の219万円と平成28年度の54万円は地方創生交付金で全額対応しております。

次に、負担金は、1年間144万円、3年間で計432万円です。その他として、サンプルとしての商品購入などの需用費が19万円ほどであります。町費支出の総額は586万円となっております。

二点目の、昨年以降の事業の成果についてですが、昨年9月議会の一般質問の中で、シンガポール事業の成果や検証について報告したところです。その後の効果としては、農産物を船便で輸送し、新鮮な状態で運べるかの海上輸送実証実験に参加しました。具体的には、本町のシンガポール事業での取り組みに着目した日通商事株式会社から、新型コンテナの実証実験に町産品の野菜やイチゴの出品をしないかとの提案があり、2月9日に海上輸送実証実験出発式を実施しました。

結果を確認したところ、現地での試食会が開催された2月26日においても、海上輸送をしたイチゴや野菜の鮮度は保たれ、味も問題なかったとの報告を受けております。今後、コストや技術面などの実用化に向けた課題が解決されれば、海上輸送による海外への販路拡大につながる可能性があります。

三点目の、今後の事業の目的及び事業計画、採算見通しについてであります。平成28年度での香港事業において、香港での大刀洗町と関係団体や企業のネットワークが、ある程度構築さ

れてきました。

平成29年度の事業計画としましては、4つの事業を計画しています。

まず、香港での朝市やPRイベントを継続して開催します。

次に、第2回大刀洗枝豆収穫祭を開催します。

次に、香港の高級レストランへ大刀洗産の野菜を使ってもらえるよう、PRする予定です。

最後に、外国人観光客の誘致を図りたいと考えています。現在、販路開発中で、いろいろなネットワークを構築しながら試行錯誤的に行っている状況なので、採算見通しについては見込める状況ではありません。

以上です。

○議長（山内 剛） 平山議員。

○議員（10番 平山 賢治） では、順次、再質問させていただきます。

まず、シンガポール関連であります。先ほど答弁がありましたように、総額で860万円を支出なさって、そのうち旅費が延べ26名で408万円と。前回の答弁によりますと、結局のところ、日本酒が一部流通したけれども、野菜が売れなかったということで報告を受けております。そのかわり、外国からのインバウンドがいらっしゃって、町内で昼食等の経済効果があったと。90名とお聞きしていますが。

そうしますと、やはりこれは十分な成果が出なかったとかいう生易しいものではなくて、当初目標の達成のめども全くないままに事業が推進され、結果的にその860万円の費用を費やしてしまったという事案ではないかと思えます。目に見えない効果があったとかいうレベルの話じゃなくて、議会においても詳細な報告を求める意見が多数であります。

このシンガポール事業に当たっての当初の事業目的というのは、途中からいろんな何かインバウンドとかの方向転換というのはあったんですけども、当初の事業目的とは何だったんですか。町内産品に対する海外での流通も含まれていたと思うんですけど。

○議長（山内 剛） 安丸町長。

○町長（安丸 国勝） 確かに野菜を売りたいなど、そういう思いで最初は取り組みました。しかし、現実には売れないじゃなくて、持っていけば売れるんです。それは確実に売れるんですけど、やはり運ぶのに非常に問題があつてなかなかうまくいかない。何かほかの価値のあるものと一緒に運んだりすればうまくいくんじゃないかというふうに考えましたけれど、行政が、自治体が民間と組むとかいうのはなかなか難しいんです。魚と一緒に運べればなと思っていましたけれど、なかなかうまくいかない。そういうことで、野菜を運ぶというのはちょっと断念したところであります。

ただ、さっきも言われたけれど、日本酒の場合は内にある会社が頑張っていてやっておりますから、

そちらのほうはうんと売れました。それは確かに、もうやる前から確実に大丈夫というか、そういう目安があってやったわけではなくて、やれば何とかなるのではないかと、そういう期待でやったわけです。最初は8つの自治体とやったんですけれども、途中で抜けていったというか、そういうことで今回うちも撤退をすることにしました。

以上です。

○議長（山内 剛） 平山議員。

○議員（10番 平山 賢治） 野菜については、この前の9月議会でも答弁いただいているんですよ。なぜ難しいかという、先ほどおっしゃったように、野菜を持っていけば売れるのは確実なんだけれど、運ぶのに費用がかかり過ぎるという答弁がさっきもございましたが、これはもう当初より指摘があっていた部分なんですよ。運搬手段をどう確保するのか、あるいは野菜そのものをどう確保するのか、こういうものを町が、行政が単独でやって採算が成り立つわけがないじゃないかという指摘があったにもかかわらず、先ほどの答弁にもありましたように、やれば何とかなると。とにかく、3年間やらせてくれということで、まあ結果がこういうことになってしまいました。

これについては厳しく、3年間で終わったから、これはもういいよということではなくて、現在の町政全体がこういう、とにかくやってみようと、やれば何とかなるとということで、PDCAとかいうことを考えずに行った結果、次々と破綻——破綻というか、十分な効果が出ていない事例というのは必然です。これは非常に今の町政の根本的な問題であろうと思います。

このシンガポール事業において、この野菜については流通がうまくいかなかったという結果があるにもかかわらず、さらに28年度から今度は香港だということで、先ほどの事業が出ているので、これはまた非常に重大な問題だと思うんです。

香港については、29年度の予算額は449万円と、うち国庫補助は120万円ということですから、329万円が町の単費ということになります。多くを、ほぼ自腹でやるということですよ。一般的な住民の感覚では、450万円かけて香港に何かを持って行って、どういう利益を出そうとするのか、目的を出そうとするのかと、非常に首をかしげるような事案だと思うんですが。

例えば、野菜を持っていくにしても、どこからどういう基準で野菜を仕入れて、それをどれほど香港に売っていかうとするのかと、そういった具体的な中身についてはどのようになっていますでしょうか。

○議長（山内 剛） 安丸町長。

○町長（安丸 国勝） お答えします。

海外をやるということは、最初からすぐに利益を出して成り立つというふうにはなかなかないんです。一番の目的は、やはり町を活性化させるため、そして町のブランド化を図りたいと、

そういう強い思いがあるんです。今まで大刀洗は、例えば野菜なら野菜でも、もっとブランド化を図るべきだとか、ずっと言いながら何もしていないんです。だから、今いろいろトライしてやっているんです。

ですからそういうことに、ずっとそういうマイナス思考でばかり言ってほしくないです。町を活性化させるためにということ、そしてシンガポールも「だめだった、だめだった」と言うけれど、実際問題として、インバウンドでかなりの方に来てもらったんです。大刀洗町を認識してもらったと、そういうことも評価してくれないと。ただ、何か「うまくいかなかった」とばかり言ってもらっちゃ困るんです。

○議長（山内 剛） 平山議員。

○議員（10番 平山 賢治） 私ども議員は、町民の負託を受けて議会行政への執行機関の予算執行が適切であるのか、事業は適切であるのかというのを厳しく監視する役割を負わされております。

その一般的な見地から見て、これを住民の方にお知らせをして、先ほど町長がおっしゃったブランド化、活性化のためにこの事業は必要であると。これは町長の御主張なんだけれども、このシンガポール等の結果、インバウンドは90名で御飯を食べてもらったとかいうことが、仮に——それは町長が今後、こういうふうに事業効果が出てくるであろうということは当然、説明責任が発生するわけでありまして、現在において、この目に見えない効果とかインバウンドは90名等とかですね。3年間で効果があったと。

この費用対効果の点で到底、住民の理解を得られる事業ではないと思うんです。少なくとも、このシンガポール事業について、きちんと3年間の厳しい事業効果についての検証を行った上で、さらにまたお金をかけて——今度は香港が近いからということで、きちんとした事業計画、事業目的を明確にして図るというのではわかります。しかし、このまま、またなし崩し的に香港へこれを転戦していくんだということが果たして住民の理解を得られるのか、私は得られないと思います。

それで、先ほど言いました、そのブランド化とか活性化という話がありましたが、じゃ誰が町内で利益を得るのか、活性化がなされるのかということなんです。町全体がこういうふうに活性化をし、潤う構図になっているのか、あるいは一定数の出荷を保証できるのかというような問題もあります。先ほども質問いたしました、例えば今回出荷するに当たり、どこと契約して、どの程度の量を持っていくのかと、その辺についての検討なり、実施方向というのはどういうふうに考えていらっしゃるんですか。

○議長（山内 剛） 重松地域振興課長。

○地域振興課長（重松 俊一） 町内からの農産品の出荷でございますけれども、今現在は大量の

野菜を持っていくということではなくて、野菜を通して香港の方たちに大刀洗町の名前を売ってブランド化させるということで、今年28年度は年6回行きました。29年度は年5回を予定しています。

野菜につきましては、ふるさと納税の返礼品等で野菜を出荷している「おいしかあ〜便」、もしくは町内の農業者に連絡をとりまして、出発する朝、朝一番で各農家を回って野菜を段ボールに詰めて持っていつている状況ですので、将来的に例えば、どういう作物を何キロ・何トン運ぶかという計画は、今のところ、ございません。

以上です。

○議長（山内 剛） 平山議員。

○議員（10番 平山 賢治） 実際にはこの前の説明でお聞きしたところによりますと、職員お2人が1人30キロの野菜を担いで香港に5往復なされると。それでPRを図っていくということだったんですが、こういう説明をお聞きになった方は、ほとんどが「何だ、それは」ということで首をかじげておられると思うんですが。

そもそも、海外へのPR等につきまして、ブランド化について町内のどこからか要求があったのかどうか。それと生産者の意向については調査されているのかについて、ちょっとお聞きしたいんですが。町内でもこういったことというのはほとんど関係者以外知られていないと思うんですけど、生産者の意向とか、あるいはその要求、要望等があったかということについてはいかがですか。

○議長（山内 剛） 重松地域振興課長。

○地域振興課長（重松 俊一） 地域振興課として町内の農業者を対象に海外販路の拡大等の調査を行ったことはございません。ですが、町内の方で数名の方は都市圏及び海外のほうへ、野菜の出荷については興味を示している方がいらっしゃいますし、実際に28年度から香港のほうに野菜を出荷されてある方もいらっしゃいます。

以上です。

○議長（山内 剛） 平山議員。

○議員（10番 平山 賢治） 実際に意向も調査されていないし、要求もないし、町内でも知られていない。これを一般にトップセールスというふうにおっしゃるのかもしれないけれども、野菜のブランド化というのは何年もやってきたのに難しいと。ましてや海外でこういったブランド化ができるというのは大きな疑問を持たざるを得ません。

要求もないところに、基本的な課題がクリアできていない、そして、前回3年間で大きな成果も得られていない上に、香港にまた持ち出していくというのは、基本的な町の計画としては失当であると思う。ここは今回、本年度においては中止を厳しく求めていきたいと思えます。



それから、香港はシンガポールより近いので競争がより激しいというような答弁もありました。これは何の競争が激しいのでしょうか。売り上げでしょうか、PRでしょうか。

○議長（山内 剛） 重松地域振興課長。

○地域振興課長（重松 俊一） その競争が激しいというのは、いつのと……

○議長（山内 剛） 安丸町長。

○町長（安丸 国勝） それは私が言いました。それはやはり近いので運びやすいという、そういうことです。もうかなり流通のほうででき上がっているところが多いと、そういうことです。

○議長（山内 剛） 平山議員。

○議員（10番 平山 賢治） おっしゃるように非常に市場の競争も激しく、大きな、満杯の状況に、そこに公費を使って売り込んでいくと。そういう激しいところにわざわざ公費をかけて、少量の野菜を人海戦術で町の税金を使って運ぶ事業はどうなのかというのが多くの声であります。シンガポール事業においても住民意識との乖離が顕著ではないでしょうか。再考を強く求めるものであります。

仮に29年度予算が可決された場合でも事業を慎重に執行すべきと。それから、近年、KPIでありますとかPDCAサイクルとか、特に地方創生事業においては厳しい事業管理が求められていますが、これは香港事業においても当然実施すべきものと思いますが、その点はいかがですか。

○議長（山内 剛） 重松地域振興課長。

○地域振興課長（重松 俊一） もちろん事業においてはKPIとかPDCAをやるべき事業もございまして、該当する事業と該当しにくい事業とがございまして、できればそういうことでやっていきたいと思っておりますけれども、該当しにくい事業等もございまして、そこら辺を考慮しながら進めていきたいと思っております。

○議長（山内 剛） 安丸町長。

○町長（安丸 国勝） 新しいことをやるとなると、そういう反対があるのは仕方がないと思うんですけど、じゃ、何もしなくていいのかというようなことになるんです。

それで、実を言うと、例えば、ふるさと納税にしてもそうですけれども、もともとシンガポールでやり出したことがきっかけで、いろんなインターネットでやることを最初に取り組んで、それからつながって行って、今のふるさと納税も今年は8,000万ぐらいになったんです。ですから、そういう何かやっていくことでつながっていくんです。何でも、何かそんなことをやらんでいいじゃないかという昔のまんまになってしまうんです。

だから、幾ら使ったら幾らすぐ効果があるかということばかりすれば何もできないです。じゃ、いろいろ、ほかにもあるけど、農業関係の予算だっていっぱい使っているんだから。それで、そ

れがちゃんと効果があるかどうかという、そういうことも検証をしたら何もできなくなります。

それと、効果効果と言われるけども、そういうところを考えてもらわないとちょっと具合が悪いね。

以上です。

○議長（山内 剛） 平山議員。

○議員（10番 平山 賢治） 答弁が非常に漠然としていて何とも言いようがないんですけど、もしや農業費においても効果のないと思われる事業があるということですか、町長にもう1点。

○議長（山内 剛） 農業関係は別にお願ひしたいと思います。

○議員（10番 平山 賢治） 当然効果のないと思われる事業があれば、それは当然予算化してはならないし、仮に国からの補助事業でそういうものがあれば、積極的に議会に対しても問題提起していただければ結構だと思います。

それから、昔のようになるとか、昔という定義はまたこれは不明確でありますし、何もできないということは全くございません。きちんと住民の方と熟議を行い、住民にとって何が求められているのか、長期的にどういったものが必要なのかということを中心に住民の方と話し合い、一つ一つ住民福祉の向上の立場に立った事業実現が求められているんじゃないでしょうか。

その点でも私はこのPFIと海外売り込みというものは、全く一番基本的な部分がないがしろにしている失当なものだと考えております。

そして、仮に29年度予算が可決された場合でも、こうした事業目的等が明確でなく、単に町のPR等を主眼とするにあれば直ちに中止し、あるいは生産者などとの関係諸機関と十分な協議を行った上で、効果的な計画を構築し直すべきであると強く求めるものであります。

それから、次に旅費の関係であります。旅費の中で、先月の西日本新聞におきまして、それから、ほかの議員からも質問がありましたが、公費出張におけるマイル積算とその活用についてであります。個人的に貯めてよいのか、あるいは公費出張で積算されたマイルを次回の公費出張に活用し、旅費の縮減を図っている自治体もあると。現在は航空運賃も多様化する中で、マイルレージや各種運賃の有効活用により旅費を大きく縮減できる可能性が高まっていると思います。

しかるに、この大刀洗町におきましては、このように海外への公費出張も多いところ、このマイルレージの積算がどのように消費されておりますか。町における規定はありますでしょうか。この前は特にないとの答弁でありましたが、もし変化がありましたらお願いします。

○議長（山内 剛） 大浦総務課長。これは、要するに1番との渡航回数、旅費、これに関連しての質問ですから、前回は答えてあったかもしれないけど、大浦総務課長。

○総務課長（大浦 克司） 平山議員の質問にお答えさせていただきます。

まず、全体的なお話でございます。前回、前々回と職員の公費出張による航空機を利用したマ

イレージ制度、これの活用につきましては既に課長会のほうで全てマイレージは今のところ使用しないようにというふうなことにはしております。ただ、具体的な規定とか、そういったものは口頭で伝えているだけでございます。

以上です。

○議長（山内 剛） 平山議員。

○議員（10番 平山 賢治） これにつきましては、公費に関する活用ということも今進んでいる状況がありますので、御検討をお願いしたいと思います。実質、旅費の縮減の方法は現在、複数考えられるところでありますので、検討を求めるものであります。

以上、大きく2つの点について質問を行って参りましたが、PFI、海外進出等、いずれもこれは果たして自治体が単独で行うべきことでありましょうか。町内の生産者や住民には非常にリスクの高い制度設計ではないかと思われます。3年で撤退したから終わったとか、承認して建物が建ったから終わったというのではなく、その執行方法、目的が適切であったのか、町民の税金を支出するに当たり……

○議長（山内 剛） 平山議員、あと5分です。

○議員（10番 平山 賢治） はい。

住民の税金を支出するに当たり、不適当な事業ではなかったのかが今後も厳しく問われる事案であります。ましてやPFI手法による住宅建設は30年間の債務負担行為でありまして、計画の破綻によって将来に負担を発生させる恐れも高いものであります。

また、これに係るマンパワーも大きなものがございまして。海外事業やPFI方式の住宅建設を中止し、担当係員を住民福祉の向上のための本来の職務で活躍させてほしいと切に願うものであります。

直接建設によるコストダウンや国内への販路拡大など、地に足をつけた政策も考えられるところであります。将来にわたってのこれ以上のリスク負担をやめ、手法や財政見込みについて真摯に検討をすべきであります。そうでなければ、これらの事業への懸念は今後さらに続くことが予想されます。町長の真摯な対応を求めまして、今回の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（山内 剛） これで、平山賢治議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（山内 剛） 次に、4番、林威範議員、発言席からお願いします。

なお、林議員より資料の配付の要請がっておりますので、認めます。しばらくお待ちください。

4番、林威範議員、お願いいたします。

#### 4番 林 威範議員 質問事項

1. 要望や町民提案を一括管理し、進捗を公表する仕組みはできないか
2. 下水道維持管理計画の策定は考えているか
3. ふるさと納税は当町にとってプラスか

○議員（4番 林 威範） ただいま配付いたしました資料につきましては、2問目の質問で使いますので、1問目は伏せておいていただきたいと思います。

それでは、今回3問質問を提出しておりますので、順次質問をしていきます。4番、林威範です。

まず1点目、要望や町民提案に関する仕組みの改善について質問をいたします。

1問目につきましては、議会としても改善すべき点が多々ありまして、反省の念も込めて、議会でも改革を進めていく決意も込めて質問をして参ります。

議会でも執行部でも、どうすれば住民や大刀洗町がよりよくなるのかと考えて活動をしているのは共通していると思いますし、先ほど答弁がありましたように、町の活性化についていろんな施策をされているところだと思っております。また、そのために最近では、お互いに住民との双方向型のやりとりを重視し始めているよい傾向にあるのではないかというふうに思っております。

議会では議会報告会や各種団体との意見交換などを実施していますが、以前はいただいてなかなかそれがお返しできなかったんですが、今はいただいた意見に対して議会全体でどういうふうに取り組んでいくのか、執行部に要望を上げるのか、議会で解決できるのかといったものを、議会だよりやホームページで公表をして、聞きっぱなしにならないような取り組みを始めているところではあります。

また、執行部では、先日、住民協議会の経過報告がございました。私、これとてもよかったと思います。担当課では準備に大変だったと思いますけれども、今まで意見を述べてきた方々や、意見を受け取った担当者にとって、現時点でどういう状況にあるのか、また、今後どういう取り組みが必要なのかというのが整理できたことは、また、経過を報告されたことはとてもよかったことだと思っております。

今後、ますます地域の住民の方々と一体になった例えば地域包括ケアでありますとか、防災とか、コミュニティスクールとか、住民一体とのまちづくりが必要な時代になってきておりますので、住民の方に意見を求めて聞きっぱなしで、住民の方から「言っても意味ないでしょ」と言われられないように、自分ごととして考えていただくためにも、より多くの方から提案や意見をいただくことができる仕組みというものが、今後は必要になってくるのではないかというふうに考えております。

それで、この質問のもととなった考えなんですが、佐賀県の基山町でまちづくり提案書という

ものがございます。当町でも、先ほど答弁がありましたように、要望は年に数10通出てくるというようなお話がありました。区長さんからのヒアリングとかというのをされているのは知っておるんですが、それがどういう要望が上がってきているのか、どういう経過が上がってきているのか。

例えば区長要望に関しましても、ほかの行政区からはどういう要望が上がっているのか、またはPTAからどういう要望があったのかとか、関係者以外がなかなか知れない状況にありますので、当町でも提案や意見をいただきやすい形にして、途中経過を報告するというような形で、今後の地域コミュニティの形成にも役立つのではないかと考えて質問をしております。

その点について、こういう仕組みができないのか考えていただけないかというところで答弁をいただきたいと思います。

○議長（山内 剛） 安丸町長。

○町長（安丸 国勝） お答えします。

住民協議会のお褒めのお言葉をいただいたんですけども、実は今朝、この議会が始まる前に答申をいただきました。まだ全部はきちっと読んでいませんけど、大変参加した方からも評価していただいているようですので、今後とも続けてやっていきたいと、そんなふうに思っているところです。

それで、要望や町民提案を一括管理し、進捗を公表する仕組みはできないかということですが、現在、住民の皆様からの御要望や御提案については、区長要望に限らず、各担当課で施策や業務の参考とするほか、必要に応じ御本人に回答をしております。また、御意見箱やホームページでも常時意見を承るとともに、町において指針や計画を作成する際には、パブリックコメントを実施することとしております。

さらに、3年前から開催している住民協議会ですけれども、無作為抽出の委員の皆様から広く御意見を賜るとともに、その後の進捗状況についても先日報告会を開催したところであります。

御提案の、いただいた提案、御要望の内容やその他の回答の公表についてであります。現時点では行っておりません。総合計画に定める協働のまちづくりを推進する観点からも、今後重要になってくるものと考えております。

ただし、提案、回答をする上でのルールや公表する際の基準など、検討すべき事項も多くありますことから、まず今後はいろいろと検討をして参りたいと、そのように考えております。

以上です。

○議長（山内 剛） 林議員。

○議員（4番 林 威範） 前向きな御意見で、とてもうれしく思います。

基山町のほうを見ますと、すぐれているなと思う点が、町民じゃなくても、基山町に例えば仕

事に来ているとか、基山町を通過するだけというか、買い物をなさるだけかもしれませんが、そういう方も要望を出せるんです。

町民以外の方からも町に対する、こうしたらもっとよくなるんじゃないかというような、外からの御意見とかも積極的に受け入れられているようですし、区長さんが、例えばガードレールをつけてほしいとか、街灯をつけてほしいとか、そういった要望も当然あるんですが、保護者の方が、教育についてはもっと改善したほうがいいのではないかとか、議員よりももっと勉強をされているんじゃないかというような御意見もたくさんありましたので、今後、一括的に受け入れて公表をしていくようなものを考えていただきたいというふうに思っております。

前向きな御回答でしたので、1問目はこれで終わりにさせていただいて、2問目の下水道の維持管理計画についての質問に行きたいと思っております。

高度経済成長期につくられたインフラの劣化が問題になっておりまして、トンネル、道路、建物、上下水道、電気、通信設備などなどいろいろございますが、2012年でトンネルの事故がありまして、それから一気に注目が集まったように思っております。

自治体では、昨今、公共施設等総合管理計画の策定が進んでおりまして、当町でも計画の案を公表して、パブリックコメントを募集、まもなく完成というところではないかというふうに思っております。

既に完成した自治体の計画を見ますと、メンテナンスを計画的に実施し、長寿命化を図るでありますとか、タイミングを見計らって、学校施設等、校区センターみたいなものを複合するとか、大体そういうものが多いように思っております。

日常的に目につくインフラにつきましては、メンテナンスや複合化、また、どれだけ劣化したかというのも非常に見やすいんですが、目に見えない上下水道につきましては劣化状況が非常に把握をしづらく、また、複合化も考えにくいものでありますから、なおさら計画的な補修、財源積み立てなどを考えていかなければならない状況にあるというふうに思っております。

先ほど配付いただきました図の上のグラフなんですが、公共施設等総合管理計画の案の中から抜粋をしております、一番左が2017年、一番右が、ちょっと写りは悪いですが、2056年というふうになっております。毎年かかる更新費用について算出をされてありまして、ここ5年とかはかからないんですが、2043年あたりからどんどんかかり始めて、トータル的には138億かかるというふうに算出をされております。

その更新費用を維持するためにはということで、3.5というところで横に棒があると思っておりますが、毎年3.5億の積立をしていかないと、2056年までの更新費用には足らないと、どこかで問題が生じるという算出がなされております。

当町は、下水道事業に着手した時期、近隣よりも若干早かったように思いますので、当然更新

時期も早く訪れることとなります。そのためには、そこを改善するためには維持管理計画というものが必須でありますので、その計画についての基金の積み立てでありますとか、工事の計画でありますとか、そういうもの一帯についてまずは質問をいたします。

続きまして、そのインフラのことを考えた際に、住宅の点在、新築のバラ建ちというものが各地で課題とされているように感じております。

下の図に関しまして、当町の人口と世帯数の伸びについてのグラフをホームページの数字から抜粋をしております。平成19年は1万5,610人で、4,468世帯でありました。平成28年、約10年たって1万5,509人になって、世帯数が5,149、棒グラフが人口で、折れ線グラフが世帯数ですが、平成19年と平成28年を比較しますと、人口は99.4%でほぼ横ばい、世帯数は115%というふうに、世帯数はどんどん増えていっているような状況にあります。

日本全体を見ますと人口は減少しているのに、住宅は増加をしている住宅過剰の状況となっております。既に800万戸、800万の戸数の住宅が余っているというふうなデータもございますし、当町でもアパートや新築住宅の建設が進んでいるように感じます。

グラフにはありませんが、先ほど執行部から答弁がありましたように、この平成28年から平成29年でも大きく人口も増え、世帯数も増えておりまして、8年ぶりの社会増、副町長からございましたか。ということで、平成29年の時点では1万5,619人、世帯数が5,274となっております。この1年間で人口は110名増えて、世帯数が125件増えたということになります。

人口増につきましては、税収が上がったりとか、コミュニティが維持できるとか、活性化するといった点はプラスになりますが、今まで居住地でなかったところに住宅が建つと、インフラの整備、更新費用、どこまで下水道を引っ張るのか、下水道の引っ張る地域は決まっているというのは知っているんですが、だからといってどこまででも引っ張るのかというような、更新の費用等にもかかわりますし、それ以外にも、例えば今までなかった所に家が建ちますと、ごみの回収、世帯数による業者への負担増でありますとか、人口が増えることに喜びの反面、例えば待機児童の問題でありますとか、そういった負担が増えるものも出てくるのではないかとこのように思います。

居住地面積が虫食的に増えることをスプロール現象というふうに言いますが、各地でそうならないように、インフラも効率化できるように住宅総数、居住地面積などについても考え始めていっているようなところがあるように思っておりますが、当町につきまして、そのインフラの効率化だけではないんですが、新築が増える、アパートが増える、その喜びばかりではなくて、どこまで認めるかということについてもお考えを聞かせていただければというふうに思います。

答弁をよろしく申し上げます。

○議長（山内 剛） 安丸町長。

○町長（安丸 国勝） それでは、お答えいたします。

まず、下水道維持管理計画の策定は考えているかということですが、町では2つの処理場及びマンホールポンプ場を維持管理しておりますが、農業集落排水区域は20年、公共下水道区域は10年経過していますので、将来的には更新などが当然必要となります。

したがって、今後、町においても下水道施設の持続的な機能確保及びライフサイクルコストの低減を図ることを目的として、下水道施設を一体的に捉えた下水道ストックマネジメント計画の策定に向け、検討を進めていきたいと考えております。

また、下水道の基金につきましては、町が下水道事業を当初実施した際には約15億円あった基金の積み立てを、事業完了までにはほぼ使用した実績がございます。これを踏まえ、今後の更新などにかかる費用についても、現在15億円を目標として年間5,000万円をめどに積み立てておりますので、不足はしないというふうに考えております。

次に、宅地・住宅開発の制限によるインフラの効率化についてであります。町は下水道法に基づき下水道事業計画区域を定めており、原則区域内は町が整備を行い、区域外は個人が自費で整備を行うことになっております。

区域内での住宅の点在による整備費の増大につきましては、浄化槽設置などの検討を行うなど費用の縮減を図って参りますので、宅地開発の制限については今のところは考えておりません。

確かに、うちの町の規模で言いますと、人口の規模といいますか、それからすると少しもとの、大もとの下水道計画に無理があった、それは、人口密度が、農村地帯ですから難しいんです。ちょっと厳しいんです。

ですが、うちの場合、うちの町は早く下水道に取り組んでいたおかげで、やはりよそから変わってくる方もおられるし、住民のためにはよかっただろうと思っています。ですから、今後はいかに管理をしていくかということでもあります。

ですから、林議員が心配されている、あちこちにばらばら住宅が建って、後で町の負担が非常に増えるという、そういうようなことにはならないように考えたいと思います。

やはり、下水道を引いていくというのは、今あるところぐらいで大体限界だろうと思うんです。これからのところはなるべく浄化槽とか、できればそういうふうに余り負担がかからないような仕組みにしていくことを考えんといかんだらうというふうに思っています。

以上です。

○議長（山内 剛） 林議員。

○議員（4番 林 威範） ということは、総延長は延ばさずということ、できればですね。



その下水道の区域内において、やはり、はい。ぽつと建ったときに、どういうルールで引張るのか、浄化槽を求めるのかというのは町のほうで何か取り決めがありますか。

○議長（山内 剛） 野口建設課長。

○建設課長（野口 学） 建設課の野口でございます。林議員の御質問にお答えいたします。

取り決めとしましては、認可地区内に新築された場合は、下水道法上は町で管設を整備することにはなっておりますが、先ほども答弁にありましたとおり、費用対効果等を考えて、浄化槽の設置を今後は考えて縮減を図っていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（山内 剛） 林議員。

○議員（4番 林 威範） 維持管理計画につきましても今後、しっかりストックマネジメントを考えながらやっていくということでしたので、また、その計画を見ながら適宜今後も質問をして参りたいというふうに思いますが、先ほどの町長の答弁にありましたように、もともとちょっと過剰だったのではないかというようなお話がございました。

小郡や北野とかでは今でも下水道の工事がなされているところが多々ありまして、町民としては早く整ったのはありがたいんですが、何でもかんでもあったら便利だからやるというのは、後々の負担にもなっていくようなことも多々ありますので、今後はいろんなことを考えながら種々の政策についても考えていっていただければというふうに思います。

以上で、2問目の質問を終わりにしたいと思えます。

続きまして、3問目、最後にふるさと納税についての質問をいたします。

ふるさと納税による当町への寄付は年々増加をいたしまして、29年度は1億円を見込んでいると予算書で説明をいただいております。

ただし、制度上、寄付額が多いという理由だけでも手を挙げて喜べるものでもありませんし、当町に寄付をする方がいるということは、逆に当町からほかへ寄付をされる方もおられます。

当初の趣旨から逸脱をしているというような指摘や、返礼品競争になっているというようなことや、高額納税者になるほど有利というような点など、問題点がさまざまな指摘をされております。

ここでは制度上の問題点について議論をするつもりはございません。国が定めたこの制度で当町がどれほどいい方向に持っていけるのか、町がすべきサポートについて質問、提案をしていきたいというふうに思っております。

中央公論という雑誌がございまして、3月号に、全自治体のふるさと納税の収支というものが公表をされております。1,700ぐらいの自治体で、大刀洗町は1,200番ぐらいでした。

1番が悪いほうなので、いいほうから言えば500番ぐらい、割とプラスなほうというような算

出がされておりました。

ふるさと納税について、受け入れた寄付額については、これまでも何度も説明をいただいております。平成26年は291万円、平成27年は4,735万円、決算書からはこのような金額になっておりますが、逆に言いますと、当町から控除された税額につきましてはなかなか決算書だけではわからないので、そのような収入だけではなくて、当町から出ていった控除の税額についても算出をされているのかどうかについてまず答弁を求めます。

それから、2番目です。制度自体の問題も指摘されておりますが、例えば返礼品が過大であったりとか、換金しやすいもの、金券、商品券であったりとか、制限を設けるべきではというような議論もなされております。埼玉の所沢市は返礼品をやめると最近表明されたようで、なかなか勇気のある決断だなと私は関心をしておりました。現状での当町の返礼品の上限、品物への考え方について答弁を求めます。

それから、3つ目、ここからは分析をされているかどうかなんですが、当町に寄付をされる方がどういう方なのか、大刀洗が好きで寄付をされているのか、または、ただ当町の返礼品が目的なのか、何度も何度も毎年されている方がどれぐらいおられるのか、そういうところについて分析がされているのであれば教えていただきたいと思えます。

また、最後、この制度の最大のメリットは、これまで接点のなかった業者と当町の業者と遠くの消費者がつながることだというふうに私は思っております。

そこで、寄付をしたことがきっかけで、最初はお試的に、お金もかからないから買ってみるかみたいな感じで買われた方が、それからは、実際、最初ふるさと納税で送ってきてもらったらとてもよかったので、正当なお金を払って直接購入をされたりとか、そういうことがあるのか、そういうことがあるように町はサポートをするべきだというふうに思いますが、その点についての業者と寄付者とのつながり、また、サポート、町としての方針についてお聞かせください。

○議長（山内 剛） 安丸町長。

○町長（安丸 国勝） それでは、お答えいたします。

まず、1点目の収支についてですが、平成27年分の収支を算定しましたので申し上げます。

ふるさと寄付金は3,137万円、返礼品や手数料などは1,631万円、町税からふるさと納税により税額控除された金額127万円です。総額、寄付金3,137万円から手数料等の1,631万円、それから、町から出ていった分、127万円、これを引くと1,379万円の黒字となっております。

2点目の返礼品への考え方についてですが、ふるさと納税の寄付は、経済的利益の無償供与であることを踏まえ、返礼品が寄付の対価の提供と誤解を招かないようにとする総務大臣の通知が

あっております。本町での返礼品は、寄付の対価の提供ではなく、心ばかりのお礼という形で、お礼状と一緒に返礼品を送付しております。

3点目の寄付された方のリピート率、目的、地域の統計についてであります。リピート率や地域別の集計は行っておりませんが、寄付目的については、寄付金をいただく際にその使い道として、豊かな自然が息づく環境づくりに関する事業、健やかに個性が息づく人づくりに関する事業、時代に伝える地域づくりに関する事業、ふるさと大刀洗応援のためという4つから指定できることとしておりますが、最も多いのは、用途を特定しない「ふるさと大刀洗応援のため」が多くなっております。

4点目の業者と寄付者のつながりの継続やサポートについてであります。町は寄付者の個人情報や返礼品業者へ渡すことはありませんので、出品業者と寄付者の直接のつながりはありません。ただし、出品業者は返礼品を発送する際に、自社のPRを兼ねたパンフレットや商品一覧チラシを同封し、商品のPRやリピートにつなげる努力をしております。

以上です。

○議長（山内 剛） 林議員。

○議員（4番 林 威範） それでは、再質問をして参ります。

平成27年度では、控除をされたのが127万円ということは、町からは余り出ていなかったということですね。わかりました。

制度が知られば知られるほど出るほうも多くなっていきますでしょうし、なおさらシステム上やりやすく、2倍ぐらいになってくると思いますので、今後も収支というのは算出をしていただければというふうに思います。

それから、2番目の返礼品の考え方ですが、予算特別委員会の中でも大体1万円を寄付していただいたら52%ぐらいが経費でかかっていると、30%が返礼品、10%が業者のというか、ネットサイトの手数料で10%から12%ぐらいが送料というふうに説明を受けたように思いますが、今後もその返礼品について、例えば1万円だから今は3,000円ぐらいでしょうが、それを増やしていく考え方はないということよろしいですか。

○議長（山内 剛） 重松地域振興課長。

○地域振興課長（重松 俊一） 例えば、他の市町村で非常にふるさと納税の寄付金額が10億とかいっている市町村もございますけども、本町としては、あくまでも大刀洗町への寄付金という形で考えておりますので、返礼品の割合30%はこのまま継続していく予定でございます。

以上です。

○議長（山内 剛） 林議員。

○議員（4番 林 威範） わかりました。そういう姿勢のほうがより健全でいいのではないかと

というふうに思います。

それから、最後、リピート率等は統計はないということでしたけれども、例えば去年したからことしもしてはいかがですかみたいな送付はされているように思うんですが、その点はされていなかったですか。

○議長（山内 剛） 重松地域振興課長。

○地域振興課長（重松 俊一） あくまでも寄付金でございますから、昨年した方に催促のような形での通知、もしくは案内のような形では送付はしておりません。

以上です。

○議長（山内 剛） 林議員。

○議員（4番 林 威範） 済みません。勘違いだったですね、何かしていたような記憶がありまして。

最後、業者と寄付者のつながりなんですけど、業者の方はその品物を送るときだけのPRで、後は、町はほぼノータッチということによろしいですか。

○議長（山内 剛） 重松地域振興課長。

○地域振興課長（重松 俊一） システムを申し上げますと、まず、寄付金、ふるさと納税をされる方が品物を選定されて寄付されます。その後、品物を選定されたところへ配送業者のほうから連絡が行って、例えばギョーザとかカニ一食とか、卵とか、そういうのが通知が行って、業者の方がその運送業者に、いつまでにこれをそろえますということで、そこに運送業者が入って、出品業者、返礼品を返すような形になりますから、個人情報には教えないような形で行っていますので、寄付者と返礼品を出店している業者とのつながりは特にございません。

また、町のほうとしても、特にそこら辺の間には入っておりませんので、あとは出店業者の方が自社PRなりカタログを同封して、返礼品を送るというような形になっております。

○議長（山内 剛） 林議員。

○議員（4番 林 威範） 何だかそれだけだととっても惜しいような気がするんですが、ふるさと納税に関しましては、年末に一気に増えて、この時期はほとんどないような状況ではないかというふうに思いますので、今後も業者の方が、ふるさと納税がきっかけで直接購入がありましたというような、そういうことも調べられてもいいのではないかと、個人情報でわからないと言われてればそれまでなんですけど、そういうことも考えながら、今後、業者の方がより遠くの消費者の方ともつながれるようなことについては、町としても応援をしていっていただきたいというふうに思います。

以上で、質問を終わりにしたいと思います。

○議長（山内 剛） これで、林威範議員の一般質問を終わります。

---

○議長（山内 剛） 以上で議、本日の事は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 午後0時04分

---